

1. 議事日程第4号

(平成23年第6回大口町議会定例会)

平成23年9月15日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	江 幡 満世志	2番	吉 田 正
3番	柘 植 満	4番	伊 藤 浩
5番	前 田 新生	6番	大 島 保 憲
7番	丹 羽 孝	8番	岡 孝 夫
9番	土 田 進	10番	齊 木 一 三
11番	宮 田 和美	12番	酒 井 廣 治
13番	丹 羽 勉	14番	木 野 春 徳
15番	倉 知 敏 美		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地域協働部長	近 藤 定 昭
地域協働部参事 兼 環境課長	杉 本 勝 広	健康福祉部長	村 田 貞 俊
建 設 部 長	野 田 透	総 務 部 長	小 島 幹 久
生涯教育部長	近 藤 孝 文	生涯教育部参事 兼生涯学習課長	松 浦 文 雄
会 計 管 理 者	吉 田 治 則	地域振興課長	平 岡 寿 弘
戸籍保険課長	掛 布 賢 治	福祉子ども課長	天 野 浩
健康生きがい課長	宇 野 直 樹	政策推進課長	社 本 寛
学校教育課長	竹 本 均		

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 河合俊英

議会事務局長
議次

吉田雅仁

開議の宣告

議長（倉知敏美君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は15人でありますので、定足数に達しております。よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

一般質問

議長（倉知敏美君） 日程第1、一般質問を行います。

14日の一般質問では、大島保憲議員まで終了しておりますので、通告の順序に従いまして、次は江幡満世志議員。

江 幡 満世志 君

議長（倉知敏美君） 江幡満世志議員。

1番（江幡満世志君） おはようございます。

一般質問に入る前に、2点だけ議長の方におわびとお願いを申し上げたいと思います。

1点目は、一般質問通告に当たり、通告の詳細にわたる私の表現が非常にあいまいなもので、質問内容に関して、後日、担当部署に対してお願いに上がるような次第でありました。そのことに関しまして、皆様におわび申し上げます。

2点目は、僕ちょっとわからないんですけど、通告書に書きました順番で四つの質問を用意しているんですが、4番目の質問を、もし構わないのであれば一等最初にさせていただきたいと思うんですが、そういうのはよろしいんですか。

議長（倉知敏美君） 結構です。

1番（江幡満世志君） 改めまして一般質問をさせていただきます。

3月11日の東日本大震災、いまだになかなか収束のめどがつきづらい状況であります。復旧・復興、引き続き大口町を初め全国の皆様、頑張っていると思います。私もできれば、時間さえあればボランティアで、一度でいいから行ってみたいと思っているような次第です。

さらには、先日、台風の影響で紀伊半島、主に和歌山県ですけれども、大変な水害に遭いまして、進度が一つ間違えば、この大口町でも想像をちょっと超えるような、想定外の水害のようなものもあったんではないかと思って、大変に考えるところがありました。

では、1点目、質問いたします。

通告書の4番目に上げました横断歩道の設置について、現在、健康文化センター、6月の議

会でもちょっとお話ししましたが、それは駐車場に関連してでしたが、健康文化センターと福祉会館の間の北側の道路に面した交差点になりますが、今現在、福祉会館、老人福祉センターの東寄りの方に、手押しの信号と横断歩道が設置されているんですね。できれば西寄りの交差点の方に、歩道ないしは手押し信号を移動した方が、現在の交通事情、それから利用者の人たちの動き、流れですね。そういったものから考えた場合に、より有効のような気がするんですね。6月のときに、最後少し触れた話題なんですけれども、その後、町の方で御検討いただけたのかどうか、それをまず1点、お伺いしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 健康文化センターと北側の駐車場との横断歩道についての御質問でございます。

まず先にあれなんですけれども、6月議会のときに駐車場の関係で急に私に振られたものですから、私ちょっと忘れておりましたけれども、昨年の22年度、秋田区長さんの方から3月に、あそこの交差点で交通事故が多いというようなことで、信号機の設置等の要望がございました。そういったことを、ちょっと今、その当時というか、6月議会で私忘れておりましたので申しわけなかったんですけれども、そういったことで担当部局の方で、4月につきましては選挙でちょっと動けませんでしたけれども、5月以降につきましては、担当部局で動きまして、最終的にはもう一度、今年度の平成23年度の秋田区長さん、あるいは反対側が下小口地区になりますので、下小口の区長さん等も調整させていただきまして、本年の7月11日に横断歩道を含めます信号機の設置等、江南警察署の方に要望させていただいたというのが今の経緯でございますので、一応報告させていただきます。

（1番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 江幡議員。

1番（江幡満世志君） ありがとうございます。結果的によかったですと思います。

それでは、2番目の質問として、通告1番目の質問をさせていただきます。

6月議会にて福祉避難所の拡充を提起させていただきました。その際の答弁で、東日本大震災の直後でしたので、復興支援の経験などから、再度見直しをしていきたいという答弁をいただきました。現在の取り組みや進行状況について、御提示いただきたいと思います。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 若干前置きが長くなるかもわかりませんが、東日本大震災では、今までにない津波により、災害対策本部となる庁舎及び避難所となる施設が被害に遭いました。大口町におきましては、東海・東南海地震による連動地震で、震度5強が想定されています。最近では、東海・東南海・南海の3連動が危惧され、国・県は今回の震災を受け、

被害想定の見直し等が行われている現状でございます。

また、3連動となった場合は、広域的な被害のおそれがあるため、あらかじめの対策が必要と考えております。

大口町では、現在、介護を要する方につきましては、特別養護老人施設の御桜乃里、健康な高齢者につきましては老人健康施設のさくら荘、障害者の方につきましてはハートフル大口に受け入れをいただくことを考えており、協定を結んでおります。

福祉避難所の協定につきましては、町の避難所では体調を崩すおそれのある方を設備及び介護のできる体制の整っている、そういった福祉施設に受け入れをいただくために、協定を締結しております。

6月議会のときにもお話ししましたように、当然見直しをしていかないかんとということでございましたけれども、現在、9月時点でございますが、まだまだ福祉避難所の話は進行していないのが現状でございますので、おわび申し上げます。

なお、現実的にでございますけれども、大口町には他の福祉施設もございますので、そういったところと協定の締結の必要性も十分に感じておりますので、今後とも担当部局の方と連携をとりまして進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) 6月から3ヵ月ほどしか経過しておりませんので、そのような結果であるのかと思います。

続きまして、協定先に関しましては、さらに広げるよう努力していただきたいと思います。

要介護者、要支援者に対する人的支援については、いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 今お話ししましたように、まずもって避難所の方に避難していただくというのが第1でございます。その中で、今協定している各施設の方に、避難していただくのが第2になってくるかと思いますが、そういった中で、要介護者等につきましては、先ほど言いました各施設の方に、受け入れ体制を要請していくというような形になるかと思っております。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) 受け入れ先の施設だけで不十分な場合ということも考えられると思うんですね。例えば介護士さん、それからヘルパーさん、看護師さん、当然医療機関との提携を結んでいるのは存じ上げている次第ですけれども、ここに防災計画そのもの、これはちょっと

抜粋して持ってきましたけれども、災害発生時に複数の被害者がやむを得ず指定避難場所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認・登録することが必要である。これは地域との協働とか、そういうような考え方で、常々協働部長さんからもそのようなお話をいただいている内容です。必要に応じ、県と連絡をとり、社会福祉施設、公共宿泊施設などの管理者との協議により、要援護高齢者、障害者などが相談等の必要な生活支援が受けられるなど安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努めると。これは場所に関することですよね。

さらに、災害時要援護者などに対応できるスペースの確保も不可欠である。それは面積的なものを言っていますけれども、それは皆さん防災計画書をお読みになっているわけですからよくわかっていると思います。

さらに、災害時要援護者にも配慮した施設・設備に努めるというのがあるんですね。これはどういうことかという、既存の避難施設、前回はそういうお話をしましたけれども、町で指定している避難所とする公共施設、そういったところに、最低限の要援護者、要支援者に対する、例えば簡易ベッドだとか、簡易式のトイレですとか、そういうような設備をするように定めてあるわけですね。

現段階では、町でやっている、例えば食料品の備蓄、その他いろいろな備品の整備だとかありますけれども、防災計画上からいくと、まだその域にも達していないと。しかも、東日本大震災、この前の紀伊半島に対してというのは本当に最近の出来事ですから、それを教訓にというわけにいきませんけれども、もう半年以上過ぎた東日本大震災、しかも町の方で支援に行ったり、そのボランティアの人たちの報告も受けているでしょうし、そういう中でもっと早くに対応していったほうがいいかと。先ほども言いましたが、先日の台風の進路が少し東の方にずれていたら、もしかしたら大変な水害に、入鹿池がはんらんしていたかもしれないし、これはあくまで仮定の話ですけれども、ないとは言いきれないことなわけですから、もうちょっとスピーディーな対応があってもいいのではないかと。

もう一つ、これはきょう初めて提案することなんですけれども、前回、一期一会荘ですとかじゃがいもさん、そういったところもどうですかと。来年の4月には開業する予定でいる大口精糧さんが下小口に建設する軽度介護者の方向けの施設もできるわけですし、どんどん早目早目に協定を結ぶところは結ぶ。これは転ばぬ先のつえだと思うんですね。さらには、人的な支援を受けられるような体制ということで考えた場合に、尾北看護学校と施設そのものとの提携、またはその生徒さんたち、厳密に言うと資格を持っていない人だから、今度それに当たったらだめだとか、そういうようなことがあるかもしれませんが、逆に言うと、一般住宅でも必要に応じて、避難所にしてもよいというふうなうたってあるわけですから、そういった緊急時

において、その心得のある人たちが、要支援者の人たちの介護なり支援に当たることは、緊急時における判断として決して悪いことではないのではないか、そのように思います。防災計画に沿って、早急な整備に努めることが重要であると私は思っております。

もう一つ、これは提案なんですけれども、例えば予算的に今ある公共施設の体育館、小学校、そういったところにベッドですとかパーテーションですとかトイレですとか、その他いろいろな毛布、食料品、備蓄が難しいよと。予算的な問題でちゅうちょしたり判断に困るのであれば、今介護保険の方で年度内に1億5,000万円ですか、余剰金ができちゃって、この前も文教福祉常任委員会でも年度内にそれをどういうふうにするか考えるというお話がありましたけれど、その一部でもいいんじゃないんですか。そういう要介護者に必要な設備として予算を振り向ける、そのようなことも考えてもいいんじゃないかと。詳しいことは私もわかりませんから、もしかしたらこれはとんでもない唐突な意見なのかもしれませんが、そのような私は考えておりますので、今後、もっとスピーディーに今後の対策を考えていただきたいと思っておりますので、その点について御回答をよろしくお願いいたします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 被害の度合いをどう見るかという話なんですね。

地震でお話しさせていただきますが、地震が全町的になりますと、町内の施設すべてがそのまま活用できるかということで、今回の東日本大震災でも各そういった医療施設等も震災に遭っております。そういった中で、協定を結んでいくのは当然でございますけれども、それはそれとして、それを補てんするというものにつまましては、やはり外にも目を向けなければいけないのではないかという一つの見方もあるかと思います。

結局、ある程度受け入れる体制というのは限られたものがございますので、今御提案のありましたように一期一会やじゃがいも、それから大口精糧さんがやられるグループホームですね。こういったところにつままして、スペース的にどういうふうにあくのかなというふうに、ちょっと今自分では判断できかねますけれども、そういったところを見ていくのは確かにあれかと思っておりますけれども、どちらにいたしましても、そこが震災に遭わないという保証がないというところから、やはりもう一個外の枠というのを考えてみてはどうかなというふうに思いますので、それを今見直しの中でどうだろうというふうに考えております。

現実に、東日本大震災の場合でも、要は後方支援という形の中で、他県の方にそういった方がバス等で移動されて、避難されているというような実例もございます。そういった中で考えていったらどうかということ、今回の教訓として学ばなければいけないだろうというのが一つ。

それから備蓄の関係でございますけれども、ある程度限られた場所、それから財源ござい

ますので、名古屋市さんか何かでちょっと明確ではございませんけれども、いわゆる直接製造業者、販売業者さんと提携を結ぶことによって、現在、食料品等も同じなんですけれども、優先的にこっちへ配信していただけるような協定を結ぶとか、例でございますが、別に今のところ検討しておりませんが、そういった直接うちが抱え込むのではなくて、ある程度そういう要請に応じていただけるような協定を結ぶというようなことを検討されているようなことが他の市町でございますので、そういった実例も考えた中で、すべてをうちが現時点で備蓄するのではなくて、臨機応変に、そういう必要なときに対応できるというような体制もいかなものかというふうに思っております。

そういったことをいろいろと考える中で、先ほど言いましたように、国・県の東海・東南海・南海地震の3連動によります被害想定が出てきます。そういった中で、いろいろと見直しを当然していかなければいけないわけでございますので、そういった含めた中で検討していきたいというふうに思っております。

(1 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 江幡議員。

1 番 (江幡満世志君) 部長さん個人のお考えをお聞かせいただきましたけれども、そういう形でぜひ前向きに、今のお話は他の自治体との連携によって、仮に大口町で備蓄、その他不測の事態に対して応援要請ができるような協定ですか、そういったもの。ただ、こういったものもとにかくスピーディーにお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いして、この質問は終わりにしたいと思います。

2 番目に経済対策について、またこの話題です。

通告でデータの御提示をお願いいたしまして、御協力ありがとうございました。データをもとに質問をしたいと思っておりますので、議員の皆様もお手元に業者向けの支援制度、利用実績、それからもう1枚、住宅の改修にかかわる補助制度の利用実績と、2枚の過去5年間における平成18年度から22年度までのデータが載っています。

まずこれをごらんいただいて、担当部署の方に御質問を一つしたいんですけども、例えば商工業振興資金、平成18年度信用保証料の補助件数72件、22年度33件、39件減少しておりますけれども、これについてはどのように分析ないしお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

議長 (倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長 (近藤定昭君) 商工業振興資金の18年度と22年度を比べたというようなお話かと思っておりますけれども、この年度につきましては、御存じのようなリーマンショックの関係がございまして、その影響でございまして、普通の商工業振興資金の方から、経営安定化安全保証の方に移行してきたのではないかというふうには分析しておりますけれども、そのものイコー

ルではないと思いますけど、そういったふうに一応新しく制度ができたというふうなので、借入れの条件等からそちらの方に移行したというふうに思っております。

(1 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 江幡議員。

1 番 (江幡満世志君) そうしますと、今部長の御説明にありましたように、経営安定関連保証というのがその下の表にあります。平成20年度、21年度、22年度と、確かにおっしゃるとおり20年度にリーマンショックが、ちょうど9月ですね。その後すぐに11月にはトヨタショックなんですけれど、21年度の利用件数が著しく伸びているのがわかります。これは、経営安定化の関連資金、一般に事業者の方は利用いたしますけど、マル経という資金ですね。この年度だけ一気に伸びているという。翌年の22年には38件、64件も減少しているんですね。これは、どのように解釈されているんでしょうか。

議長 (倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長 (近藤定昭君) これ実際に大口町の方で対応させていただきましたのは、平成21年の1月から実施になっておりますので、平成20年度は24件というような小さな数字になっております。

そして、21年度につきましては、直接影響を受けたといいますが、そういったところでの借入れ関係が102件と大きくなったわけでございますけれども、ある程度、そのときの持ち直しといいますが、運転資金等、そういったものを活用された中で、22年度につきましては多少落ちついてきたのかなあというふうには理解します。

どちらにしても、このときの条件等がたしか3ヵ月間での差がウン%、ちょっと数字は覚えておりませんが、そういった中での借入れ条件が緩和されたという中で、もう一個は業種がある程度大きく広げられたというようなことで、門戸を開放した中での利用件数が一気に大きくなったと。そうした中でやったことが、関連の個々の経営の中で運転資金が活用され、そういった安定ができたというふうに理解します。

(1 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 江幡議員。

1 番 (江幡満世志君) きょうはあまり興奮しないように話をしますが、私は全然違う見解なんです。端的にこの表を見て、まず商工業振興資金、明らかにマル経が21年度利用者がふえた。それはリーマンショックによるものからとおっしゃっていましたが、信用保証協会を利用して借入れする方というのは、ある程度借りかえをしたりしながら、継続的なものが結構ありますから、その利用件数が落ちているというのは、経営が安定しているから借入れをしないのではなくて、借入れ需要がないくらい景気が悪化しているということなんです。

よ。よくわからないかな。

元気があるときというのは、資金需要というのはふえるんですね。売り上げが右肩上がり伸びている段階というのは、資金の需要というのはふえるんです。ですから、商売をやっている人たちは、ことし年商1億、来年2億。そうすると設備投資なり、人員を増員したりとか、材料の仕入れですとか、そういったものに資金需要がふえるんですね。ですから、当然先を見越した中で運転資金なり、そういった設備投資資金なりといったものの需要がふえてくるんです。

ところが、売り上げが停滞したり下がっていると、今度は返済だけに追われているわけだし、あとはリストラしたり、営業時間を減らしたり、就業日数そのものを減らしたり、どんどん借り入れそのものの需要はなくなってくるということなんですね。ですから、これは明らかにこの数字を見た場合に、商売をやっている人たちだったら、景気が悪化しているというふうに見るんですね。私たち議員さんの中にも、商売をなさった経験だとか、経営に携わっている方もいらっしゃると思いますので、それはよくわかると思います。

私は、この資料をいただくに当たっては、まず企業そのものが決して今現在元気ではないということ認識していただきたいんです。

次に、2枚目の資料がありますけれども、これは個人向けの資金なんですね、個人住宅。特に何のあれもない個人住宅というのは、ここには載っていませんけれども、太陽光発電設備に対する補助金の制度がありますね。去年はたしか222.7キロワットで四百五十何万円の補助を出したと。キロ当たり2万円ですから、掛ける2でいいと思いますけど、それは一般住宅向けのものとして一つあります。あとは全部要介護、それから要支援の認定を受けている方向けの、一般的にバリアフリーと言ったりしますけど、手すりをつけたりとか、トイレを改修したりとか、玄関の前のスロープをつくるとか、そういうものに対する補助の制度ですね。

あとは、今度は移動機能障害、視覚障害、それから身体的にちょっと不自由だよと。おふる場に手すりが欲しいよとか、そういうものに対する補助。

それから、一番下の都市整備課の方でやっているのは、こここのところ耐震補強ということでいろいろ話題になりましたけど、昭和56年5月を基準にして建築基準法の耐震に対する基準が変わっているんですね。それ以降でもそうなんですけど、木造住宅の2階建てで、なおかつたしか平米数の制限があったと思いますけど、百何十平米ぐらいだったかな、ぐらいまでの建物に関しては、かなり基準が緩いんですね。けども、一応防災計画の中では、愛知県の住宅のセンターがありますね。大口町でもそこに依頼して耐震の調査をしたりしています。

昭和56年5月以前の木造住宅に関しての耐震の調査をする。した方で、この表の改修費補助金額というのがここに書いてあります。利用件数は、18年から22年までの間で、簡単ですね。

9件しかないんですね。この改修補助は、その9件の方が利用しているんですけど、ことしの状況ははっきりまだつかんでいません。ただ、前回の議会の際に、平成23年度になって無料診断の申し込みが60件、既に6月の時点で60件あるというお話を伺っています。現在はもっとあるのではないかと思います。

そこで、まず一般の住宅、特に56年5月以前の建物に関して、建築確認等のデータから把握していらっしゃるのではないかと思いますけれど、この無料診断の対象になる家屋は、まず町内でどのぐらいの数あるのか。それが1点。

それから、健康生きがい課の方で住宅改修、ここには要支援、要介護認定を受けた方の住宅改修に係る工事費、上限100万円の2分の1の金額の9割を助成しますというのをうたってあるんですね。もう1点、実はここには記載されていませんけれども、介護保険法の制度の範囲で、20万円を上限として工事費用の9割を補助するという、それもたしかあるはずです。これは今回、この御提示はいただきませんでした。その提示できなかった部分に関しては、どれぐらいの利用者があるのか。それと、先ほど言った56年5月以前の建築物、主に木造住宅だと思いますが、戸建ての住宅は何軒あるのか、その二つをお答えいただきたいと思います。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 今、木造住宅の56年5月以前の建物ということでお尋ねをいただきましたが、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、住宅改修事業の助成事業、町単独事業というところでとらえてよろしいでしょうか。

それにつきましては19人で、助成金額が478万円ほどというふうになっております。

（発言する者あり）

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） すみません。ただいまお答えさせていただきましたのは、大口町単独事業で100万のうち90%の事業の方の数字ですので、介護保険事業に係る住宅改修、20万円のものにつきましては、今ちょっとデータ等持っておりませんので、また後ほど御報告したいと思います。

（1番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 江幡議員。

1番（江幡満世志君） 続きまして、小規模事業者の登録件数を、このデータの中に入れていただいたんですけど、6月議会の際に工事・修繕の分類での登録件数11件でたしかお伺いした

んですね。今回のこのデータでは17件、3ヵ月の間に6件ふえたことで、非常にいいなあと思っています。

その下に、うち契約実績、22年度工事1件79万円、修繕17件、76万7,104円。この契約実績というのは、恐らく町が直接小規模事業者登録されている17件の中の業者さんに依頼した件数と費用だと思うんですよ。これは一つの参考にはなるんですけども、今回、私の質問の趣旨には沿っておりませんので、これは参考までということで見させていただきます。

前回は住宅のリフォーム助成制度といった仮称ですね。そういったものの創設はどうでしょうかという御質問をさせていただきました。というのは、一つにはまず事業者向けの支援策、町の方では先ほど言ったみたいに、利用件数が減ったり何かして、経営がそれぞれ安定して上向いているんじゃないかという解釈だったんですけど、私個人の考え、それから営業、商売をなさっている人の考えとすると、景気は決してよくなっているわけではなくて、むしろ下がっている。

そういった中で、建築に関連した、特に耐震補強をメインとしたような木造の56年以前の建物に対しての件数というのは今掌握できませんでしたが、それ以降の2階建ての木造住宅においても、十分な耐震性があるとは言えないわけなんですね。それぞれをすべて含めて、多分町民の少なからず木造住宅、特にある程度老朽化した建物に住まわれている方は、大変心配だと思うんですよ。ですから、そういった人たちに、より町として手を差し伸べるような施策ですか、そういったものってあってもいいんじゃないのかなあと。そうすると、町の方々はあるよと、恐らくお答えになると思うんですよ。だけど、それぞれいろいろみんな窓口が違っているでしょう。要介護者はもちろん全然窓口が違おうし、それから移動機能障害の人たちは、福祉こども課の方だったり、都市整備課の方では耐震と、それに伴う住宅の改修、それぞれ違っているんですよ。ですから、最終的に予算ですとか、その補助ですとか、そういったものを住民の人たちに提供する際の手続上はそれぞれの窓口でやらなくちゃならないですけど、せめて最初の受け付けの窓口ですか、そういったものをもうちよっと考えたらどうかと。

私は、前回は、今回もやはりリフォームの助成制度といったものに関しては、強く要望するんです。それには理由が、前回は言いましたけど耐震補強工事、それから太陽光発電設備、バリアフリーなどのもの、それから今大口町内で下水道の本管工事と、その接続の工事も推進していると思います。そういったものも含める。それによって、町内の住民の人たちが、より利用しやすくする。欲を言えば、先ほど言ったように、建築に関連したような小規模事業者登録制度に登録されている方は17件しかないんですよ。ただ、これも中身を見てないから何とも言えない。例えば電気屋さんも、実は建築関連なんですよ。ペンキ屋さんが入っているのかどうかもわからないし、さらにそういった登録、町でこういう耐震補強、防災計画の一環とし

て耐震補強を強化していきましょう。業者の人たちで御支援いただける方があったらぜひ登録してくださいというような広い呼びかけ、そういったものもあわせて行う。結果的に、非常にいい効果があるんですね。それは、本来町内のそういう業者さんたちが活躍すれば一番いいんですけど、そうじゃない、町外の人たちも入ってきてもらわなくちゃならないかもしれない。

まず、依頼した戸建て住宅の住民の方は、固定資産税がふえます、改修することによって。それから、それに関連した業者の人たち、例えば年間で500万円工事を請け負ったよと。100万円ぐらいの粗利益が出たよと。すると所得税がふえる。それから、消費税の地方交付税が当然ふえます。町民税も健康保険税もふえるわけですよ。ですから、極力町内の業者の人たちにやっていただくように働きかけをする。税収が明らかに、ここ2年ぐらいの推移の中で、企業の町民税ですか、税収は落ちています。そういった中に、逆に小規模の事業者の人たちからの税収が上がるような施策にもなるんじゃないですか。これは、あくまで私の考えなんですけど、ただ一応僕としては、町の財政的なことも含めて、そういう考えでいくものであればいいんじゃないかと思うんですけど、町長、どうですか。経済的な観点から、税収増を目指すこういったものに関しては。ぜひ町長のお考えも聞きたいと思います。

議長（倉知敏美君） 町長。

町長（森 進君） 住宅リフォーム（仮称）事業についての持論はいろいろと、江幡議員さんの持論をお聞きしました。6月の議会に引き続きましてお聞きをしたわけですけども、今、るる御説明、お話をいただいた中に、私どもとしてなかなか納得のできるようなことばかりではございません。そういう中で、6月の議会でもお話をさせていただきましたし、なお今回の仮称の住宅リフォームに対する本町の考え方というのは、非常に寛大な心を持って、大口町内だけにかかわらず、近隣の市町の事業者までもというような、前回そんなお話もいただいたわけですけども、まだ大口町としては個別の事業目的を持った住宅改修等の現行の制度を活用していただくというような域であるというふうに思っております。

（1番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 江幡議員。

1番（江幡満世志君） お話の趣旨はよくわかりました。ただ、恐らく私のこれは推測ですけども、だんだんとそういう方向も考える必要性というのは、将来的に出てくるのではないかと、そのように思っております。

ここに防災対策の中に、耐震改修促進計画というのがあります。抜粋して持ってきましたけれど、特にこの一般建築物の耐震性の向上促進というのがあります。その中に、民間木造住宅の耐震診断、耐震改修、昭和56年5月以前に着工された、いわゆる旧基準木造住宅については、大規模地震により人命にかかわる倒壊の危険性が高いため、町は耐震診断を実施していると。

実施はしているんですけど、そういう住宅に住んでいる方に極力、積極的にまず働きかけをしていただきたいと思います。

一般建築物の耐震診断、耐震改修の中に、鉄筋コンクリート造などの建築物は、一般的に極めて耐震性に富んだものとされているが、最近の被害に見られるように、必ずしも安全とは言い切れないものが少なくありません。昭和56年に構造基準を強化する建築基準法施行令の一部改正が行われましたが、既設建設物には耐震性に問題のある建築物もあるので、財団法人愛知県建築住宅センターで案内するなど、必要に応じ耐震及び耐震改修を行うと。これはもう防災計画にうたっていて、町でつくっているものなんですよ。ですから、私が言っているのは、これに沿った町としての実行をやっていただきたいと思います、そういう観点で言っております。

この件に関する質問は以上で終わらせていただきます。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 先ほどの、質問が終わったところで申しわけございませんが、耐震を備えていないというか、耐震不足の建物の件でございますが、56年5月以前に建てられた建物の数でございますが、町内には1,760戸ございます。

（1番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 江幡議員。

1番（江幡満世志君） すみません、終わりますなんて言って、1,760戸と聞いたものですか。

1,760戸あるそうです。ということは、この1,760戸のお宅が改修工事をしていくことによって、町内での経済的な効果というのはかなりあるのではないのでしょうか。

3番目の質問に入らせていただきます。最後の質問ですね、4番目を最初にやりましたから。国民健康保険税について、こちら資料をいただいております。

先ほどの質問もその前の質問も、すべてそうなんですけれども、私が前回も含め、この場で質問をさせていただく最大の趣旨は、大口町における町内の住民の人たち、町民の人たちの命と暮らしを守ろうという思いの1点です。それ以外に何のものもありません。先ほどの住宅リフォーム、これはあくまで言葉のあやですから、住宅リフォームという、それはだめみたいな感じになっていきますけど、そういう意味ではないと思って聞いていただけたらありがたいと思います。

国民健康保険税については、国の指針の中、大口町では定める限度額、平成23年度の限度額が、国で昨年指針が出ました。それに沿って、いっぱい77万円にまで引き上げました。近隣の市町と比べてナンバーワンです。所得割のパーセンテージは、ナンバーワンと言っちゃうと申しわけないから、所得割のパーセンテージは、他の市町よりも低いです。その他のものは、

断トツです。

9月5日付のデータ、ここにありますが、これ、皆さんのお手元には1枚だけですか。

このデータは、法定減免、国の定める基準の中で、所得に応じて軽減の対象となっている方々の人数、所得に応じて一覧につくっていただきました。これを見る限りでは、869世帯という数字になっています。9月5日時点での国民健康保険の利用世帯数というのは3,264世帯です。お手元に資料がないので、私から説明しますけれど、この軽減措置を受けている方の大半の方というのは、所得の階層200万円以下。この200万円というのも、基礎控除前というふうの上の方で書かれています。基礎控除というのは、営業所得者、それから農業所得者、そういった方々は基礎控除額33万円です。それから、年金受給者の場合は、120万円の控除が受けられます。ですから、この縦の左から営業など、給与、年金、農業、その他、それから所得なしなどがありますが、年金の欄のところやはり人数的には326人、6世帯というふうに、断トツに多くなっているんですね。それは、この左の所得として表示してある数字から120万円引いた結果の軽減措置になるんですね。軽減措置というのは、国で定めているものは7割・5割・2割、最終的な基準金額に対してそういう割で、出た金額の7割引いたり、5割引いたり、2割引いたり、それはすべてなんですね。中の、要するに均等割とか介護保険だとか、すべてのものの平等割、均等割とありますけど、そのすべてに対して、7割・5割・2割で軽減するという、これは大変に低所得者にとってありがたい制度です。

ちなみに、皆さんのところにデータは行っていませんけれども、町全体で所得が200万円以下で、国民健康保険に加入している世帯がどれだけあるかということ、2,072世帯あります。2,072世帯というのは、全体の63.5%、利用者の約3分の2、国保加入者のうち約3分の2の方が所得が200万円以下ということですね。全般的に国保の説明書ですとかそういうのを、私もたまたま運営協議会の委員になって本をいただいたりして見ていますと、国民健康保険そのものが低所得者向けにそもそもあるというようなことが書いてありますね。もともと社会保障の一環として設けられているものですから、当然低所得者の人、保険料が大変だよというような人が多いのも当たり前だと思います。

今、これは前置きなんですけど、そういった中で22年度までは上限、国で77万円というものは設けられていなかったんですね。それまでは65万円が最高だったと思うんですけど、65万じゃない、73万円だったかな。

なぜ、今回23年度に大口町では値上げを断行したのか、その理由をぜひお聞きしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） なぜ値上げを断行したのかというところでございますけれども、

まず限度額77万、この部分につきましては、大口町は前年度のときに上げていなかったと思います。そういう中で、2年度分を持ってくるということと、あと実際、国民健康保険を平成22年度を運営していく中で、当然医療給付費というのは、前段部分では非常に議案質疑等でもお話をしてきておりますけれども、本当に伸びてきておりました。そういった中で、予算編成時における後半部分の推計をしていく中では、どうしてもこれは対応しきれないだろうという想定が一つの要因にもなっております。そして、さらには介護保険の方の部分と、後期高齢者支援、こういったものにつきましては、後期高齢者ですと2カ年分ですね。平成22年、23年分というのは既に前年度で率と1人当たりの負担という、そういったものが取り決められておりますので、こういった部分での推計はできます。そういうものを合わせていく中で、どうしても今回不足が生じてくると。介護支援部分と後期高齢の部分。そういった中で、介護と後期高齢については、先ほど言われましたように、国保運営委員会の中にも諮りまして、こういった形になってきますので、上げていきたいということの諮問をしまして、そういった中で答申を受ける形の中で、国民健康保険料の値上げに踏み切ってまいりました。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) 先々は予測し切れない内容を予測しなければならないという、大変なことだと思います。しかしながら、その結果として、今回の9月の補正予算で出ておりますけれども、財政調整基金、今現在どれだけになったのか、教えてください。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 今回補正を上げさせていただいておりますので、現在6,790万円ほどございますけれども、これに積み上げますと1億4,000万円ほどになってまいります。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) 私が把握している数字では、一応1億3,644万円、そのようになるかと思えます。2,500万円の償還などとした後、繰越金の予算額4,400万円も別個にはねて、残りの6,853万9,600円を6,700万円ほどの財政調整基金にさらに積み上げると。一応ここに念のため、私の方から言いますけれども、国民健康保険の財政調整基金は、急激な給付の増加などに対応するため、給付費過去3年間の平均5%以上を積み立ててきたと、このように運営委員会の際に資料をいただいております。1億3,600万円という数字は、一体何%ぐらいに相当するんでしょうか、お答えください。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 概数でしか今この場で出ないんですけれども、平成22年度実績

でいきますと、保険給付費に係る全体費用がたしか13億円を超えておりましたので、13億円分の1億円、今回もし積みました1億3,600万円の金額という、単純に割れば約1割という計算になります。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) そうしますと、この平均5%を財政調整基金として積み立ててきたという一つの目安ですね。その5%の根拠というのは、恐らく13億円ほどの給付に対して6,500万円ぐらいの、5%ぐらいの基金があれば、年度内における調整がきくだろうという推定のもとに、多分この5%、以上ですから、それが20%でも30%でもいいんだと言われちゃえばそれまでですけど、一つの目安として5%というものをうたってあるわけですから、それが一つの基準に、過去のいろいろな、私自身はまだ何ヵ月かしかこういった数字を見ていませんけれども、町制50周年を迎えるに当たって、ずうっと積み上げてきた結果がこの5%という数字ではないかと思うんですよ。

そうした場合に、22年度の段階では、予測するに当たって給付費が伸びるおそれがあるよ。については、23年度は一応77万まで限度額が上げられるんだから、何とか給付率が伸びてもいいように、それは対処しましょうということで上げたんだと思うんですよね。でも、結果がそうでなかったわけですから、何らかの形で余ったという言い方はよくないのかもしれないですけど、でも庶民から見たら余っているお金ですよ。これ何とかしてよと、平たく言うと思うんですよ。

例えば今現在、軽減制度の中で、7割・5割・2割とあります。それをじゃあさらに上乘せして8割・6割・3割にしましょうとか、それから思い切って来年度からは介護分、支援分、二、三年前は6,000円だったわけですから、7,200円、7,800円となっているものを6,000円に戻しましょうとか、それから近隣の市町では、均等割、平等割に対しての基本的な数字というのが1万9,000円とか、ここに資料があるからちょっとお教えしましょう。

これちょっと古いから、若干の誤差はあるかもしれませんが、例えば江南市の場合は、均等割・平等割1万8,000円、1万8,900円、犬山市がちょっと高くて2万1,600円、岩倉市が1万9,500円、扶桑町がちょっと高いかなと思っても2万200円、1万9,700円、大口町は均等割、平等割ともに2万4,000円。ただ、大口町の場合は申しわけない、最初に言いましたけど、所得割は4%なんです。他の市町は、一番低いところでも4.8%、あと5%、6%とあります。じゃあ思い切って均等割、平等割を2万円に下げちゃおうよとか、そういう町民が喜ぶようなことをぜひ考えていただいてもいいと思うんですけれども、私の考えに対して、いかがお思いいただけるでしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） まず今回、財政調整基金の方へ補正予算を上げて積み上げていくという考え方の根底にございますのは、従来ですと国民健康保険の予算編成時には、当然前年度の10月あたりから入っていくんですけども、繰越金というものは過去5年間ほど平均してとってみますと、約9,000万円から1億円という金額は出ております。そういった金額を予算の中へ組み込む形で従来は組んできております。今回、大きく、なぜ町として調整基金へそれを積み上げるという補正予算の考えに至ったかということには、毎年それを当てにして予算編成をしてくる。基金へ積んでも事は同じことなんですけれども、一度そういったものの本当に単年度の中でのどれだけの赤字、黒字というのが出てくる、そういったところも適正に把握する中で、じゃあ例えば平成23年度予算を組む場合、24年度予算にこれが生かされてくると思いますが、そういったときに、今までは繰越金をそのままそれぞれ入れていたものを、実際に入ってくる国・県、そして町、さらには保険料、そういったものの中、全体を最終を見る中で、こういった形で組めるか。じゃあ組めない場合にこの基金を活用して、さらには町が今年度は7,500万円、その他繰り入れというところで入れておりますけれども、そういったものを明確にして、私ども予算編成をしていくに当たって、さらには皆さんに御説明していくに当たって、わかりやすい形にまず一度、今年度一たん全部残った部分というより、繰越金で出てきて返す分を差し引いた部分を積んで、それから基金を取り崩して行って、お金を有効に生かして使っていきこうというところが、今回補正予算を上げさせていただいておりますので、まずその点については、ただ余ったから積んでいるだけという解釈だけは、私どもはそれはわかっていただきたいと思います。

そういった中で、今御提案をいただきました7割・5割・2割、これに単独で1割、そういった軽減策という、いろいろ考えられるだろうとは思いますが、実際、ことしの7月に入って厚生労働省は、先の話なんですけれども、平成27年度に向けて国保に公費を投入しましょう、その試算を、2,200億円という試算を出しました。そういった中に、今言われました、要は2割軽減世帯の対象拡大、要は200万円までしか軽減できなかったけど、これを100万円ふやして幅を広げてとか、いろんなそういう試算を出していておりますけれども、現在、社会保障と税のことでいろいろ議論がされています。そういう中で、平成27年度に2,200億円を投入する形の中で、低所得者対策というものが全部で7項目ほど検討され、実際、各項目ごとにどれぐらいの公費の投入が必要になってくるだろうということも検討されております。

そして、今ちょうど議員さんが言われました一つの考え方もまさに入っておりますし、きょう現在までいろいろ言われてきております、ぱっと生まれた赤ちゃんにも平等割ですか、そういったものを本当に要するだろうかと。そういったものも9割軽減すると、じゃあ公費を幾ら投

入っていくか、そういったところもいろいろ議論がされております。私どもも、そういった中で、まずは大口町として国民健康保険を健全に運営をしながら、そういった部分にも目を向けていかなければいけないということは感じてはおります。以上です。

(1 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 江幡議員。

1 番 (江幡満世志君) 先々のこともお教えいただき、ありがとうございます。ぜひ今度時間をつくって、私も勉強させていただきたいと思います。

平成20年ですか、日本共産党大口支部、先輩の吉田先輩が低所得者ほど負担率が高いぞという質問をしています。私も、最近のデータをちょっと持ってまいりましたけど、やはり100万から200万ぐらいの法定減免、軽減の対象にならない所得者層の、要するに保険料の負担率は15%ぐらいになっちゃうんですね、所得の。例えば月収で十七、八万ぐらいの方の保険料というのを算出していくと、その大体15%ぐらいのものが保険料になってしまうと。平成18年当時、町の方の答弁の中では、当然所得の多い人が保険料が高くなって、払う金額そのものが多くなるのは当たり前のことなんですよ。

改めて私から説明するまでもないと思いますけど、エンゲル係数といって、要するに所得の中の食料費の占める割合が、低所得者ほど当然高くなりますよね。例えば1,000万の所得の家庭でも100万の所得の家庭でも、同じぐらいの人数だったら食料費そのものはそんなに変わらないですよ。じゃあ逆にそこから20万の所得の人が4人家族で、食料費で10万円かかりましたと。残るお金は10万ですよ。それから1,000万の所得の4人家族の家庭で、月々ちょっとぜいたくしているから20万使っていますと、食料費に。でも、残るのは980万ですよ。片や10万、片や980万、極端な例ですよ。極端な例ですけど、そういう開きというのは当然あるわけですよ。

じゃあ国保の負担率はどうなのかといったときに、やはり低所得者の人は所得の15%を占めていっちゃう。上限いっぱい77万円払ったとしても、1,000万を超えるような所得の人は、比率そのものは下がってくるし、これは当たり前のことなんですよ。それは、それぞれの世帯における負担の割合がどれぐらい実質的に大変なのか。

もう一個、私は長いこと商人をやっていますから、営業所得者、営業所得者というのは本当に大変なんですよ。きょうはそこまで触れませんが、私個人のデータ、過去10年分お持ちしました。もう全部、名前も消さずに皆さんに公開させたいぐらいですけど、営業所得者は役場の人は課税台帳で賦課税のあれを全部つくって何かして、その数字だけではないわけですよ。商売をやっている人は、先ほど近藤部長が需要が下がったからこれは景気が上向いていると。そうじゃない、やっている以上、やっぱり借り入れしたり、その借り入れの需要が落ちて

いっても、一回借りた人は5年なり10年返済していかなくちゃならないわけですから。そうすると、その数字には返済金までは出てこないわけですよ、賦課基準額の中にはね。実際のその人の生活はといったときに、いろんなデータがあっってお見せし切れませんが、生活保護基準を下回る例があるんですよ。

ちょうど10年ぐらい前になりますけど、私自身が大変借り入れもある、返済もしていかなくちゃならない、子供たちもいる。そういった中で、ちょうど担当だったのが現在の近藤部長さんだったんですけど、減免の申請と、その陳情にこちらに伺ったことがあります。そのときちょうど吉田議員と一緒に来ていただいてやりました。実際に計算していったら、生活保護を受けているの方が生活が豊かなんですよ。私も生活保護基準というのは当時わかりませんでしたから、自分で吉田さん、こんなもんだよ、月々はと。これは生活保護を受けた方がいいくらいだよと、実態はそうなっちゃうんですよ。その中で、要するに国保1期納税分が3万何千円とか、そういうのがあった場合に、返済金は、商売をやっていけば10万だ、20万だって発生するんですから、50万入ってきたって手元に残るのが10万とか15万ぐらいしか残らない。これは商人ではどうしようもないことなんだわね。

その営業所得者なんかに対してでも、何かもう少し軽減できるような措置、それが近隣の市町などで江南と犬山なんかでは、犬山市では採用していますけれども、生活保護基準の1.15倍とか、1.3倍、それを大口町は全く設けていません。一応文面ではあります、減免の基準というのが。でも、それはもう何十年も前から例規集の中にずうっと眠っているような基準ですよ。

それは、愛知県の他の市町なんかずうっと見ても、ほとんどの自治体がその減免制度に対しては、なかなか踏み込んでいません。軽減に対しては、国の補助が当然出ますから、そういった範囲の中で、じゃあ1割上乘せしようかぐらいのものはあります。減免に対してというのは、本当にないんですよ。

その一つの近隣の市町で、本当にいい例としては、生活保護基準をもとにして、それと同等の賦課基準所得、そういったものに対しては、速やかに同じように、例えば100%免除するとか、50%免除するとか、そういう措置をしているんですよ。ですから、ぜひそういったものをみんなで考えて、これはみんなで考えなきゃだめなんですよ。健康福祉部長と課長と2人でごじょごじょやっていたってだめなんです。町全体がよくなるように、みんなで考えなきゃだめ。私も、一緒に考えてくれといったら、喜んで参加します。そういったことで、ぜひこの国民健康保険に関しては前向きに、できるだけ負担が多くならないように、これからはいろいろ考えていただきたいと私は思います。

それと、先ほど部長の答弁の中で、一つ気になったことがあったんですけど、それは基金をただ積み立てるのではなく、1年間の年度内における経常収支的なものを見たい。僕はええっ

と思ったことが1点あります。国民健康保険税とその運用というのは特別予算ですよ。そうですね。一般会計ではないですよ。特別会計ですよ。特別会計というのは、もしかしたら私が勉強不足でいけないのかもしれないですけど、予算を立てて、簡単に削ったり何したりとか、例えば何か学校をつくりましょうと。一般会計の中で予算を組む。20億なら20億という予算を組んだら、そんなに上下するものじゃないと思います、その予算に対して、人件費に対しても、そんなに極端なものはないですね。なぜ国民健康保険は特別会計なのかと聞いたら、給付費が変動するから、予測がつかないんだと思うんですよ。だから、予測がつかないから、いざというときに一般会計からの繰り入れをしたり、できるように特別会計になっていると私は承知しているんですけど、いかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 国民健康保険でも介護保険でも同じかと思えますけれども、一般会計からの繰り入れというのは、法定で定められたものについては、その率に従う中で当然繰り入れをしていっております。そういった考えの中でとらえまして、基本的にはそれが一般会計からの繰り入れという解釈です。

大口町は、現在7,500万円を入れておりますという部分については、国民健康保険の運営のためにどうしても必要と、これを入れないと国民健康保険が回っていかないという中での7,500万円だと私は思っております。

先ほど言いました調整基金に積み上げる、そのお金をちょっと受け取り方が間違っていたということであれば、また一度ゆっくりお話をしたいと思いますけれども、要は今までは繰越金としてそれをそのまま予算の中に入れてきましたよと。だから、積んできませんでした。そうじゃなくて、一度積みましょと、全部。積んでおいて、実際予算を組めば、どれだけ不足してくるか、どれだけ必要になってくるか、そういった中で本当に、まずことはその初年度になってきますので、こういった数字的なものになってきているかとは思いますが、そういったものが新年度予算でとらえた場合、これは私だけがそういうふうに解釈してしまっておいたら大変申しわけないんですけども、そういった部分を基金の取り崩しという形の中で予算で上がってくるかと思えます、不足部分が。そういった部分では、毎年それを見ることができ、また国民健康保険が一体どれだけ当該年度において変動しているかという部分も、また見ていくことができるのではないかと考えております。

議員さんがおっしゃられましたように、国保でも介護保険でもみんな特別会計、特に命、医療、福祉、そういった部分に係るものにつきましては、待ったなしというところと、読むことが本当に難しいです。そういった中で予備費、さらには基金、こういったものの考え方を私もしっかり持って、これからも努めていかなければならない。そういったために、今年度こう

いう一つの基金へ積んでスタートしてみようという考えもございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

(1 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 江幡議員。

1 番 (江幡満世志君) いろいろ御答弁ありがとうございました。

最後に一つだけ、今現在、国民健康保険に加入している、当然その滞納世帯に相当するんだと思いますけれども、資格証明書、10件ほど多分資格証明を出している方がいると思います。資格証明書ですと、お金が払えないので資格証明書をもらっている人が、本当に医療にかかれぬ。それは非常に命と暮らしを守る観点からいくと、確かに滞納していることは町民としての義務を怠っているわけですから、ただ国民健康保険税そのものに関しても、今は大口町では国民健康保険税と呼んでいますけど、それは徴収の上でも、税務課が一括して税の徴収に当たったりとか、いろんな利便性もあるんだと思います。

私もいろいろ知ったところでは、国民健康保険加入者のうち、40%ぐらいの世帯、主に大都市だというんですけれども、国民健康保険料なんですね。国民健康保険料と税の違いは、何が一番の違いかといったら、まず時効の年数、国民健康保険料の場合は2年間で時効なんですよ。国民健康保険税にすることによって5年間時効にならないんですね。だから、当然損金で落したりするのにも年数がかかるし、料という言葉に変えた場合にどうなるのかといったら、私もちょっとわからない、実務的なレベルではね。ですけど、そういったことをいろいろと総合的に考えていくと、税として強く打ち出しては現在いますけれども、本来は社会保障制度の国民の命、生活、そういったものを守る上でつくられた国民健康保険制度なわけですから、それは国民健康保険料であってもよかったですよ。どこかの時点で、それが国の指導もあつたんでしょうけど、多くの市町が国民健康保険税という言葉のもとに。

そうすると、滞納世帯というのは物すごく多いことになっちゃうわけですよ。時効に5年間ならないわけだから。だから、未収の金額も膨らんでいるというのも実態だと思うんですね。

ですから、短期保険証ですとか、資格証明書ですとか、年間に3回ぐらいの月に分けて納税の強化月間みたいなのを税務課ではなさって、特に国民健康保険税に対して働きかけはやっていると思いますけど、資格証明などは特に、その方が病弱だったり何かした場合に、完全にそれは命と引きかえになるようなことなわけですから、ぜひ一度お考えを改めていただいて、せめて資格証明に関しては廃止していただきたいと、私はそういうふうに思います。

私の質問は以上で終了させていただきます。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 先ほど住宅改修のお話で、データの数字がわかりましたので、

介護保険制度にのっとる住宅改修をされた方は49件でございます。

議長（倉知敏美君） それでは、会議の途中ですが、11時10分まで休憩といたします。

（午前11時00分）

議長（倉知敏美君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

柘植 満 君

議長（倉知敏美君） それでは、続きまして柘植満議員。

3番（柘植 満君） 3番議席 柘植満でございます。議長の御指名をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、高齢者への聴覚検診で認知症予防の充実についてお尋ねをいたします。

超高齢社会となり、慢性的に医療や介護を必要とする高齢者が年々増加しております。認知症高齢者も確実にふえることとなります。国立社会保障人口問題研究所の発表で、愛知県は今後急速に高齢化が進む都市として、全国第4位だそうです。

高齢者が尊厳ある生活を維持するためには、コミュニケーションの維持が必至ですけれども、聞こえはコミュニケーションの基本であります。難聴が認知症を引き起こす原因の一つであることに注目をしての取り組みでございます。

その観点から、平成19年6月議会で、高齢者の基本健診に聴力検査の導入を提案させていただきました。御答弁は、今後は高齢者の聴力の実態把握に努めるとともに、効果的な聴力検査の実施の方法等の研究をしていく。また、広域的に現在実施しているところもあるので、前向きに対応したいというものでございました。その後、御検討いただいていますでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、通告に従いまして回答をさせていただきます。

平成19年度6月に御質問いただき、効果的な聴力検査の実施方法等の研究をしてまいりたいと回答させていただきましたが、基本健診は平成20年度から特定健診に変更され、また健診項目も生活習慣病の発見及び予防に重点を置いたものになりました。その結果、聴力検査の導入は現在行っておりません。以上です。

（3番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） 埼玉県の坂戸鶴ヶ島医師会では、地元市議会であります坂戸市、鶴ヶ島

市の協力を得まして、平成18年度より基本健診に聴覚検査を実施し、特定健診に移行してからも続けられております。

厚生労働省の調査によりますと、65歳以上のうち、聞こえづらいと自覚しておられるのは21.6%、70歳以上では25.2%と、4人に1人は難聴を自覚しています。また、耳鼻科医 田崎先生によれば、加齢性難聴の発症頻度は、65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳以上では80%を超えと言われております。加齢による難聴は老人性難聴とも呼ばれ、高い音が聞こえにくくなるのが特徴です。連続した音が途切れて聞こえるために聞き間違いが多くなり、会話もスムーズに進まなくなります。ただ、低い音は比較的聞こえるため、ちょっとおかしいな、年のせいかなと、耳鼻科の受診を延ばしがちで、早期発見を見逃し、治療を困難にしています。難聴から社会的参加ができづらくなったり、家庭内でも孤立することにより生きがいを失い、閉じこもりやうつ、認知症へと進展させないためには、定期的な検診を地域で行っていくことが有効であります。

さきに述べました坂戸鶴ヶ島医師会による坂戸市・鶴ヶ島市での定期検診実施の結果、平成19年で9,653人受診し、575人に異常が認められ、専門医への再受診を勧奨したということでございます。ちょっとした検診が大きな結果をもたらすというふうで、大事だと思います。

先ほどの御答弁には、制度が変わって生活予防に重点が置かれるようになったということでございますけれども、生活予防といいましても、結局は予防ですから、そういった方たちをふやさないとということが目的だと思います。そういった制度が変わったからといって検討を途中で中断するということがいかなものかなと思います。

まず、高齢者の聴力の実態把握は行われたんでしょうか、伺います。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 実態把握ということでございますけれども、まずこの点については、実態把握はできておりません。

そして、大口町でこういった検討がされたかというところを少し御説明申し上げたいと思います。

聴力検査につきましては、近隣市町の会議等の議題として提案され、各市町の担当者や保健センター、嘱託医とともに検討を行いました。難聴は聴覚中枢と感覚細胞の老化が原因で、治療することが難しく、補聴器を使用しているのが現状ということから、健診項目に加えておりません。今後につきましても、特定健診等はメタボリックシンドロームの該当者、予備軍を減少させることが目的であることから、現行の検診項目で行ってまいります。以上です。

（3番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） メタボが中心だということはよくわかっておりますが、治療が難しいと
いいましても、その方が本当に聞こえなくて不自由をされているのか、それが御本人ではわか
りづらいということもあります。だんだん少しずつ聞こえが遠くなっていくということで、そ
れがまた自然に引きこもりというものを引き起こしていくということでもありますので、国のこ
ういった基本健診の中には聴力検査が含まれていないということですが、今後、難聴か
らこういった方たちが社会参加ができなくなるということを考えますと、非常に大切な高齢者
に対しての難聴の検診ではないかというふうに思います。高齢者が生きる喜び、また尊厳ある
生活を維持するためにも、介護予防の充実を図っていく上でも、本町でもこの特定健診等に聴
力検査を導入する必要があるというふうに考えますけれども、もう一度御回答ください。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 特定健診の項目にということでございますけれども、聴力検査
ということにつきましては、少し調べさせていただく中で、厚生労働省の厚生科学研究班が健
康診査の検診項目という各項目ごとに見解を出しております。そういった中で、聴力に対する
一つの見解が出ておりますけれども、これの御紹介をさせていただきたいと思えます。

まず、訴えのない健常成人に対して、聴力障害を発見する目的で、聴力を測定することは推
奨されるかという一つのテーマが与えられておりますけれども、そういった中で、高齢者が受
診した際に、聴力についての質問を行い、補聴器の購入のためのカウンセリング、必要に応じ
て専門医の紹介を行うこと。また、診察で聴力低下が疑われた場合に、客観的な方法で精査を
行っていくということについては、推奨レベルを「B」と研究班ではしております。そして、
明らかな聴力低下の訴えや騒音に対する暴露のない健常成人に対して、ルーチンの聴力検査や
スクリーニング目的での客観的な聴力検査を行うことは推奨されない。これは推奨レベル
「D」。そして、高齢者に対し、聴力障害を発見する目的でルーチンにオーディオメトリーに
よる客観的な聴力検査を行うことについて、十分な根拠はないと。そういった中で、推奨でき
るともできないとも言えないという形の中で推奨レベル「C」。こういった一つの見解の中で、
恐らくいろんな検診項目の中に、聴力検査というのは入ってきておらないかと思っております。

そういった中で、議員さんがおっしゃられる、大口町がこういったものをどう考えていくか
という部分については、また別の問題でとらえなければいけないかと、そういうふうには感じ
ております。以上です。

（3番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） 埼玉県の介護老人保健施設利用者で、その家族から聞き取り調査が行わ
れました。一般病棟で21.7%、そして痴呆症の専門棟で36%、通所リハビリテーションの利用

者で28.7%の方に難聴の訴えがあったそうです。その結果も踏まえて、医学博士 小川郁男先生は、高齢者の老人難聴と認知症には大きなかわりがあり、お年寄りが寝たきりになる要因の一つとして、耳の疾患が上げられると言われております。

今、厚生労働省のお話をされましたけれども、国はいつもそうですけれども、後手後手に回って、いろんな対策が後になっていくということが多いのではないかとこのように思っております。本当に部長さんは、必要ないと思っていらっしゃるのか、本音と建前があるかもしれませんけれども、やはり高齢者の方たちは耳の難聴が一番に来るのではないかとこのように思います。

大口町でも、ぜひできる範囲で結構ですので、いろんな高齢者のそういった方たちがお見えになるところで、また次に提案しますけれども、簡易チェッカーをしますけれども、そういったところでこういうこともしてはいいのではないかとこのように思います。これはまた後でお尋ねいたします。

そういうことで、まずさきの議員の質問にも、国保の問題で、医療費が伸びて対応し切れないという状況に来ているというお話もございました。今の高齢者の課題と申しますのは、やはり認知症が一番ふえてきている状態ではないかと思っておりますので、この認知症予防対策としてもいろんな手を打っていかねばならないというふうに思います。

認知症の家族を見ておられない方は、どんなに大変かというのはまずわからないと思っております。口で言ってもわからない。本当に日常生活の中で、もうどうしていいかわからない、精神的に参ってしまう。以前にもそういったお話を申したと思っておりますけれども、やはり家族でなければわからない御苦労がたくさんございますので、少しでも予防ができれば、まずしていく必要があるかと思っておりますので、もう一度前向きに御検討いただきたいというふうに御要望をさせていただきます。

次に、簡易難聴チェッカーの導入についてでございますけれども、聴覚検診はできないということでございますので、この簡易聴覚チェッカー、これはぜひぜひお願いをしたいと思っておりますけれども、これはどういうものかと申しますと、高齢者の難聴と認知症の早期発見に役立つ簡単な持ち運びができるものでございます。

簡易聴力チェッカーは、2010年12月に鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所の小川郁男先生により考案、開発されております。内科医による検査から、専門家へ受診を勧奨するという形で、採用されているところであります。やはり前出の鶴ヶ島市では、この簡易聴覚チェッカーを活用いたしまして、市の職員が、要支援の方、そして介護認定には至らぬ2次予防高齢者、特定高齢者の方、そして老人会などに参加されている元気な高齢者の皆さんが活動している体操教室、生きがい対策、デイケアなどのところへ出向きまして、聴覚チェックを行い、その結果で耳鼻科医

に診てもらおうように勧奨しているというものであります。簡易チェッカーは音だけではなく、「イチジ」「ヒチジ」「ヒツジ」など、聞き取れない聞き間違いの言葉を発して、いろんなことができるようになっております。また、三つの言葉「桜」「猫」「電車」というふうに言葉を覚えておいてくださいねというふうに質問をいたしまして、これは考えることを促す、そして答えることを促す、そして三つ目は時系列の記憶、この確認等がチェックできるというものであります。異常があれば、耳鼻科への診療を勧めることができるということで、この鶴ヶ島市ではチェックの希望をとって、希望者に行うそうでございますけれども、ほぼ全員が希望されるそうでございます。血压をはかるように、気軽にそういった機会を設けることが大切だと思いますが、このチェッカーを使つての聴覚検診をぜひ実施していただきたいと考えますけれども、本町のお考えをお伺いいたします。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 老人性の難聴の治療は困難であります。簡易聴覚チェッカーにより難聴のチェックを行うということを主眼にするのではなく、聞き取れないのか、認知症により理解できないかのチェックができるという機能に注目をしております。

現在、認知症の早期発見をセルフチェックで行っていますが、客観的な手法が加わるという点で、その有効性や活用方法、その導入を検討していきたいと考えています。以上です。

（3番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） このチェッカーを調べましたら、1台が5万9,800円だそうでございますので、あるところでは数台、そういったものを買って、そしていろんなところに気軽に利用されているということがございますので、ぜひ取り組んでいただき、少しでも認知症予防対策に力を入れていただいて、こういうことが結果としていい方向に出ればというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、二つ目の子宮頸がんワクチン、これの公的助成の継続と、新しく承認されました「ガーダシル」の接種について伺います。

本町では、子宮頸がん予防接種は中学1年生から高校1年生を対象に、3分の1の自己負担で行われております。ワクチンは、「サーバリックス」が使用されております。先進国なのに、なかなかこれが認められない状態でしたが、要望が多く、緊急性も高いということでやっと認められ、補正で予算化されたというものでございますが、期限つき、来年の3月までの単年度事業でございます。24年度はまだ不明の状況でございます。

このワクチンは、半年で3回接種しなければ効果が得られません。公的助成がなくなる場合を考えると、9月末までに接種をするように呼びかけるようになるのではと不安の声もあった

ようでございます。「サーバリックス」の品薄状態は、7月に解消されたようでございますが、接種率は20%程度との情報もあります。品薄状態が解消されてからはもうちょっとふえたかもしれませんけれども、本町の現状はいかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 平成23年1月から開始されている子宮頸がんワクチンの7月末現在の接種状況につきましては、対象者が625名で、1回でも接種された方が182名で、接種率は29%となります。延べの接種回数は356回となっています。

それから、周知につきましては、平成22年12月末に対象者に郵送で予診票を送付し、あわせてホームページでもお知らせし、6月には高校2年生を対象に、麻疹・風疹予防接種の通知に合わせて郵送で接種勧奨を行い、7月には広報に掲載して周知に努めておるところでございます。以上です。

（3番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） 厚労省では、子宮頸がん等ワクチンの接種緊急促進事業の円滑な実施についてということで、3月から7月までに4回、事務連絡として地方自治体に発信しているようございますが、内容は、接種対象者の優先順位を決めて実施することもうたわれているということでございますけれども、大口としてはいかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 現在、高校1年生の方を優先的という考え方も持っておりますけれども、全体的にはすべての方という考え方で現在進めておるところでございます。

（3番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） 先ほどの答弁だと、延べが356回ということで、まだ皆さんもう一回打たなければいけないという状況ですね。まだ対象者が29%ということですので、その程度しかやられていないということだと思います。

本町の場合は、優先順位は特に決めていないけれども、現在は高校生1年生を対象にはがきですか、御案内を出されたということでございますね。安心してワクチンを接種いただけるということだと思います。

しかしながら、単年度で終われば不公平になりますし、命を守るという観点から、ぜひこの子宮頸がんにつきましては唯一、がんでただ一つだけ予防ができるというものでございますので、公的助成を継続していただきたいというふうに思います。

現在の町のお考えをお尋ねいたします。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 今後の継続助成ということでございますけれども、平成22年12月9日に開催されました全国都道府県担当者会議の資料では、子宮頸がんワクチンの助成補助は今年度限りとされておりますが、今後も国の動向や、愛知県健康福祉担当課長会議や3市2町の保健担当課長会議等で情報収集に努め、県下や近隣の状況等を把握しながら、事業の継続について検討をしております。以上です。

（3番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） 今、新しい政権になりまして、国の臨時国会でありますけれども、たった4日間しか開かれないということで、本当はもっとしっかりと予算を審議したいというところであったけれども、それがかなわない状態であるということでございますので、本当に国もしっかりとこのことに対しましては、継続していただきたいというふうに思っております。

今現在では、そういう御答弁しかできないかもしれませんが、ぜひ国にもしっかりと、もっと早い対応の決定をしていただく要望を出すとかしていただいて、もしおくれるようであれば、その間は大口町で支援をしていただくというふうに思います。答えにくいかもしれませんが、要望だけしておきたいと思っておりますけれども、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

次に、「ガーダシル」について伺います。

現在使用されているワクチンは「サーバリックス」ということで、発がん性、ヒトパピローマウイルスの16型、18型の感染を防ぐワクチンでございます。皆さんの対象者に御希望の方ということで、これが「ガーダシル」の内容、効用を書いたものが一緒に配られているということでしたね。これとともに、申込書みたいなものがお知らせとともに持っているということですが、この16型、18型しか感染を防ぐことができないということですが、最近、7月にこの「ガーダシル」が承認されました。これは本当に世界では当たり前に使われているものでありますけれども、この「ガーダシル」が8月から発売され、接種できるようになったということで、このワクチンは16型、18型に加えまして、6型と11型、だから四つの型に対応できるという、「ガーダシル」は「サーバリックス」に対して、もうちょっといいものになるのではないかと。効用としてはいい内容になるのではないかとというふうに思いますけれども、この「ガーダシル」について、町としては今どのように認識をされているでしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 「ガーダシル」につきましては、平成23年7月1日に承認され、9月15日から「ガーダシル」も予防ワクチンとして公費助成の対象となりました。

大口町としまして、8月下旬に尾北医師会を通じて、委託医療機関に「ガーダシル」が公費助成の対象となることを周知しておりますので、今後、「サーバリックス」と同様に「ガーダシル」の接種も行われると考えております。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 品薄状態を防ぐためにも、ぜひ「ガーダシル」は必要ではないかというふうに思っております。医師会でも、そういうきちっと連絡がおりているということでございますが、もしおりてくれば、今の子宮頸がんワクチンは、任意接種というワクチンでありますので、対象者の選択が発生してきますね、どちらにしますかということで。今後は、この2種類のワクチン接種の対応、そして情報提供が必要だと考えておりますが、これについての対応はどのように行われるでしょうか。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) この「ガーダシル」、そういった情報提供につきましては、まず厚生労働省の方から来ておりますものにつきましては、ワクチン接種緊急促進基金管理運営要綱における基準単価、こういったものについては、ワクチンの追加による変更は行わない。そして、「ガーダシル」は当初の流通量が限られる状況となります。「サーバリックス」「ガーダシル」の両ワクチンを計画的に活用いただくということで、円滑に事業ができるようにということと、9月14日以前に「ガーダシル」を接種した場合には、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の補助対象となりません。こういった項目については、そういった医療機関を通じる中でお願いをしてみたいと考えております。以上です。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 9月14日以降に「ガーダシル」を打てば補助対象になりませんと今おっしゃいましたが、すみません、もう一度お願いします。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) すみません。9月14日以前に「ガーダシル」を接種された場合には、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の補助対象とはならないということになっておりますので、こういったことを周知してみたいと思っております。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) そうしますと、この対象者の保護者の方々でございますが、まずこういう「ガーダシル」も今回新しくできましたよと。内容はこういうふうで、前の「サーバリックス

ス」と違って四つの型に予防ができるというふうになりましたということで、説明をしなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

その中で、お母さんもある程度選んでされるかもしれませんが、この9月14日以前に「ガーダシル」を打たれると対象にはならないということです、その辺のところのしっかり対応をしていただきたいというふうに思いますが、どのように。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 周知につきましては、厚生労働省の方からこういった案内書が来ております。これを私どもはまず医療機関の窓口、そして健康文化センターにも置く形の中で、周知を図ってまいります。以上です。

（3番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） 公明党の方の情報によりますと、まず国が2分の1、来年もやってもらえそうという話もちょっと耳にしておりますので、ぜひぜひ続けて、国も早いところ結果を出していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

三つ目に、コミュニティーバスの停留所に屋根の設置についてお尋ねをいたします。

コミュニティーバスの初めは、乗車数も少なく、空気を運んでいるとの声が多く聞かれ、税金の無駄遣いだとの御指摘も多々いただきました。その後、町としても、いろいろ努力をされて、企業の参加で乗車数も増加しているようでございます。住民の利用者は、ある程度決まった方が利用されているようにも思います。まだ課題はございますが、大口町の巡回バスは、定着してきたのではないかとこのように感じております。

私の知人は車がないので、買い物は、ほとんどこのバスでアピタに行かれていて、大変喜ばれているということもあります。

お店など、何でアピタかといいますと、本当は役場で待っておきたいんだけど、屋根がないのでということもありまして、お店などに屋根のある停留所はいいですね。まずいろんなところに行かれると、集会所のところでは屋根があったとか、別のところにそういう屋根があるところもありますので、そういうところはいいですけども、何も無いところでは、雨の日は大変でございます。

これにつきましては、昨年、ほかの議員さんからも質問が出ておりましたけれども、もう一度お尋ねをいたします。

通勤の方だけではなくて、利用される方もおられます。どこにでも設置はできませんけれども、本当に役場前にはぜひぜひスペースがございますので、屋根を設置できたらというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） コミュニティーバスの停留所の屋根につきまして御質問いただきました。

通勤時間帯を除きますコミュニティバスの乗降客が多いバス停は、主に駅、病院、商業施設、公共施設でございます。町として、バスのダイヤや路線網を考える際は、こうした利用状況だけでなく、乗りかえ等により待ち時間が生じるバス停に商業施設や公共施設を設定し、雨風をしのいだり、持ち時間をつぶしたりできるよう努めております。

役場前のバス停につきましては、今御案内のとおりでございますけれども、昨年12月定例会の一般質問でお答えしましたとおり、乗降状態等から、屋根の設置に関しましては見送る考えで変わりはありません。

今後、円滑なバス運行には努めてまいりますので、御理解のほど賜りたいと思います。以上です。

（3番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） 役場ではなくて、さくら病院の前のバス停ですね。あそこも結構利用者があるのではないかと、通るときによく立っておられます。あそこは一段歩道が高くなっておりますので、車道よりも一段、歩道としてありますが、ああいうところに屋根だけ高くすれば、自転車が走るのには差し支えないというふうに思います。本当は歩道は自転車は通ってはいけないということになっているんですけれども、そういったところにはどうなのでしょう。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 御案内の話なんですけれども、桃花台線の歩道部分ということだと思いますけれども、どちらにしましても、そこはあくまでも歩道優先ということになります。そうしますと、そこに構造物をつくることによって、あそこの場合ですと自転車も多分オーケーという話になると思いますけど、そこに障害物ができるというようなことで、そういうところにつきましては、設置は困難かというふうに思いますので、現在そういう考えはないというふうにお答えします。

（3番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） 障害物という点で、ちょっと質問させていただきますが、柱を一番奥につけて、傘を、屋根が出るわけですので、自転車等の障害にはそんなにならないような気はしますけれども、今までは利用者をふやすために必死で、いろんな改善を行われて、コースも皆さんの御希望どおりに何回も何回も、大変な作業だとは思いますが、改正しながら要望にこた

えられるように、取り組んでこられたということは、本当に努力は大変なものだったと思いますけれども、今度はまた、先ほど申しましたように、ある程度乗られる方が定着したのではないかというふうに、大体9年もたつんですね。昨年8年度とおっしゃっていましたので、早いものだなと。9年も、大口町はコミュニティーバスが走っていると、バスも大口町の顔みたいな形になって、今、広告もバスに張ってありますので、そういった意味では本当に目立つバスだと思います。

今度は別の角度で、皆さんが安心して利用できるような形にということで、屋根をできる場所があれば、ぜひ設置をしていただきたいというふうに思いましたので、いつも要望が出ておりませんかとおっしゃいますが、ここまで要望を出される方はお元気な方だと思いますが、要望を出されない方たちもたくさんお見えになりますので、そういった一つの声もまた入れていただいて、今後、御検討いただけたらと思いますので、これも要望をさせていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（倉知敏美君） それでは、会議の途中ですが、13時30分まで休憩といたします。

（午前 11時50分）

議長（倉知敏美君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

岡 孝 夫 君

議長（倉知敏美君） 続きまして岡孝夫議員。

8番（岡 孝夫君） 改めてましてこんにちは。8番議席の岡孝夫でございます。議長のお許しをいただきましたので、大きく2点、決算に係る主要施策の成果報告書における個々の施策の成果に関する記述についてと、健康文化センター周辺駐車場の満車状態の緩和について質問させていただきます。

まず決算に係る主要施策の成果報告書についてでございます。

議員必携によれば、決算審査は、ややもすれば執行済みのものとして軽んじられる傾向にあるが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民にかわって行政効果を評価する、極めて重要な意味があることを再認識すべきである。また、審査の結果は後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力されるべきであると示されております。これは、税金の使い方を決める予算の審議と、その使われた結果を予算に照らして検討し、以降の行財政運営の改善に役立てる決

算審査の重要な役割が強調されているものであると。

決算書のほかの資料として、主要施策の成果報告書は、決算認定制度の本質的意義である行政効果の客観的判断のための資料として提出されるものと理解できる。議会としては、説明も受け、質疑もして、決算審査の主眼である行政効果の客観的判断と、これによる反省なり改善事項のまとめに十分生かすべきものである。なお、成果とは、予算執行の単なる実績データではなくて、施策の実現を目指して措置された予算執行によってなし遂げられた効果であることに着目して、決算審査の締めくくりにこの説明書を大いに活用したいものであるとあります。

この中にありますように、主要施策の成果報告書は、決算認定制度の本質的意義である行政効果の客観的判断のための資料でなければなりません。これを読んで、この1年間実施してきたそれぞれの事業について、客観的な判断をしていきたいと思っております。

当然、執行部の皆さんにとっても同じと思っておりますが、この主要施策の成果報告書は、行政効果の客観的判断の材料として本当に有用なものなのか。どうもそうではない部分も含まれているのではと感じるところがありまして、今回取り上げさせていただきました。

以前、何人かの中堅・若手職員の皆さんに集まっていただく機会があり、決算に係る成果報告書に記載された内容について、私はこう思うんですが、皆さんはどう思われますか。私は、これではとてもじゃないが納得できないのですがと話をさせていただくことがあり、御参加いただきました職員の皆様には、自分の思いが伝わったものと勝手に思い込んでいるところがございます。

今回の決算に係る成果報告書を見せていただき、様式に従い、PDCAが明確化され、どのような目標を設定し、達成に向けてどのようなことを実施し、そのプロセスと結果を踏まえ、今後どのように進めていこうとしているのかが理解できる事例がふえたと感じる一方、そうではない事例も散見されていると思っております。この件についていかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 主要施策の成果報告書につきましては、議員御指摘のと通りの活用方法を目指しまして、様式等の研究を進めてきたところです。ここに来て、ある程度の形ができたかなと考えております。

主要施策の成果報告書は、地方自治法第233条第5項の規定により、議会へ決算認定を求めるときの資料として提出を義務づけられています。本町では、この主要施策の成果報告書を単なる施策結果の羅列ではなく、PDCAサイクルを意識した様式を検討し、作成しています。まだまだ様式としても作成する意識、手法も道半ばであり、施策によってはPDCAサイクルのきちっとした形で作成しづらいものもあります。今後も、PDCAをより強く意識して作成

に取り組むよう、職員に指示・指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) 道半ばという言葉もございましたが、次に移ります。

次に、決算に係る主要施策の成果報告書は、活用されていますかと通告に記載させていただきました。

決算に係る主要施策の成果報告書は、実際の事例を通じて、P D C Aを理解する絶好のツールではないかと考えますが、いかがでしょうか。

そこでお伺いしたいのは、この主要施策の成果報告書は、私ども議員に配付されておりますが、議員以外の配付先はどちらになりますか、お聞かせください。

議長(倉知敏美君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) 外部的には配付しておりませんので、内部の職員関係だけで活用させていただいているのが実情です。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) 内部の職員だけということでしたが、例えば課長級以上の方とか、そういったことを具体的には答えられますでしょうか。

議長(倉知敏美君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) 配付先は、当然各課と課長、人的には課長以上ということで、課の中に必ず置いてありますので、だれでも見える状態にはなっております。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) 配付を受けられた例えば課長級以上の方は、どこかに置いてあるのか。それを受けてどういうアクションをとられるんでしょうか。例えば課長級の職員の方が配付を受けて、まさか自分の机の中にしまっちゃうということはないと思うんですけど、棚に置くから後で各自見ておいてくれとか、そういったことなんですか。

議長(倉知敏美君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) 各課それぞれにキャビネットなり棚なりに置いて見ていると。課長の場合は、個人的な机の中に恐らくしまい込んで保存しているかと思えますけれども。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) もちろん役所も含め、病院とかレストラン、ホテルなどにおいても、業

務改善と言ったりしますが、小集団活動として仕事の改善についての発表会をやっているところがあると思います。この主要施策の成果報告書を用いれば、わざわざ特別に資料をつくらなくても、そのまま発表会ができるんじゃないかと思っていますが、いかがでしょうか。この主要施策の報告書の幾つかの事例について、例えばプロジェクターを使ってスクリーンに映して、みんなで同じ事例を見ながら、ここがよいとか、ここがもうちょっととか、さまざまな意見交換ができると思いますが、いかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） データ化されている部分もありますので、活用しようと思えばできるのかなと。また、他の活用でいけば、各職員は恐らく視察等に来られたときに、大口町の行政全般を報告書で大体把握できることが多いですので、視察に見えたときに、大口町の状況をいろいろ質問されたときに、これを活用して私自身も説明したりさせていただいております。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8 番（岡 孝夫君） 私も、中で例えば皆さんの P D C A についての理解を深めるために、そういう発表会を開催したらどうかなという考え方を持っています。開催につきましては、それぞれの職場単位でやるのか、部署を横断した形で、それぞれの職場のリーダーの方たちに集まってもらってやってみるなど、規模とか形態は、どの程度が適正かはわかりませんが、ぜひそういった発表会を試しに行ってみて、Q C ストーリーや記述の仕方、あるいはセオリーといった部分について、互いに理解する活動を始めてみることをお願いしたいと思っています。

主要施策の成果報告書のページ44に、政策推進事業の4の内容の中の記述を読み上げますと、また決算に係る主要施策の成果報告書を行政経営計画の評価、改善の場と位置づけ、同報告書の様式をあわせて見直したとございました。O J T をもって P D C A を理解するための絶好のチャンスだと思っています。私は、ここにあるように、様式の見直しのみでとどまらず、ぜひ皆さんでわいわいがやがやとざっくばらんに意見交換していただきますようお願い申し上げます、次に移ります。

所管課が作成した個々の施策の成果を一冊にまとめる折に、その記載内容をチェックする機能はありますかと書かせていただきました。

先ほども申し上げましたとおり、納得しにくいと思われる事例が、散見しているのではと。それぞれの事業についての記述等に、ばらつきがあるように思ひまして、何らかのチェックするルールがあるのかないのか。あるのだが機能していないのか、あるいは不十分なのかを知りたいと思っています。

さきの文教福祉常任委員会の折、主要施策の成果報告書の社本育英事業のページについて、

一部の表記と写真に誤りがあるのではと確認させていただきました。

また、主要施策の成果報告書の49ページに、公用車管理事業が掲載されておりますが、3の目標、または改善策の中に、平成21年度に設置した公用自転車についても、効率的に利用するとの記述があり、昨年度も同じ記述が4の内容の方にあったわけですが、どういう取り組みをして、その後どうなったかについては、全く記載がありませんでした。

また、ページ217に中央公民館の管理事業、219ページに町民会館管理事業が載っているわけですが、4の内容についても、どちらも開場時間及び休館日等、会館内施設名称が記載されておりました。PDCAのD、すなわちこの報告書においては、22年度において、皆さんが個々の事業について、みずからが設定した目標を達成するために、何をやったかを記載するものではないでしょうか。

今申し上げましたように、単純な間違いやら記載内容について、納得しがたい記述が残っているとわれ、これだけの厚みがあって、情報量も多いので、ある程度は仕方がないのかもしれませんが、なぜこういったものがリリースされてしまうのかが、理解に苦しむところがあります。点検とか、承認とか、何人もの目に触れ、完成度が十分に上がったものがリリースされているはずだと思っています。これらについて、チェック機能がどうなっているのか、お伺いします。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） チェック機能の御質問ですが、毎年度、財政担当より出納閉鎖の時期に、主要施策の成果報告書の作成要領等を示しています。所管課においては、その方針に従って、報告書の作成を行っています。その取りまとめを財政担当で行っており、その際には、作成するに当たっての視点や取りまとめ方法、字句等の統一を行いますが、施策が多岐にわたり、それぞれの施策実態や所管課の実情等を勘案すると、まとめ切れないという現実にも直面しております。今後も、報告書の作成の意義を十分に踏まえながら、より利用価値のある報告書を目指したいと考えております。

（8番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8番（岡 孝夫君） 次に、実際に行われている日常の業務、作業等、この成果報告書や行政経営計画書は、乖離しているようなことはないかについてお伺いします。

単にプラスアルファとして文章をつくるための重荷になっていることはないでしょうか、伺います。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 先ほども申しましたように、まず様式の方から、形から入っている

わけなんです、従前の主要施策の成果のつくり方としては、やはり行ったことの羅列でした。そういったつくり方をしていたところへ、最近、ここ二、三年、様式を研究しながら変更してきました。そんな中で、まだP D C Aの考え方で、きちっと整理し切れないという部分があって、従前羅列していた内容を新しい様式にはめ込もうとしている部署も中には見受けられ、事業内容によっては、やむを得ない部分もあるかと思いますが、そういった部分は、またこれから十分検討していかなければならないと思います。

それに対して、そういった作業の書類作成が負担になっていないかという御指摘ですけれども、自治法で作成が義務づけられております書類ですので、いかに有効に使っていくかということが肝心かなと考えております。

(8 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 岡議員。

8 番 (岡 孝夫君) 前にも言ったかもしれませんが、これらのツールを活用するのも、逆に足を引っ張られるのも皆さんのハンドリング次第ということなろうかと思えます。より一層活用されるようお願いをいたします。

次に、様式における項の名称を変更してはどうかということで、4の内容という表記を実施事項等に修正してはどうかということで書かせていただきましたが、いかがでしょうか。

議長 (倉知敏美君) 総務部長。

総務部長 (小島幹久君) 項目の設定について御提言いただきました。

実は、報告書の様式を検討に入って3年、4の内容と5の成果と評価の区分、区分けをどう行っていくか。つまり、施策の内容とその成果、評価に分類する手法について、今なお検討の最中であり、多岐にわたる施策を一定の基準で、様式ですが、一定の基準で統一することに難しさを感じているところであります。次年度に向けた検討の際に、一つの提案として考慮させていただきたいと思えます。

(8 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 岡議員。

8 番 (岡 孝夫君) 最後になりますが、幾つかの事業において、ほとんど昨年の記載内容と何も変わっていないようなページがございました。たとえ日の当たらない、やって当たり前のような地味なリピート業務、あるいはルーチン業務だからといって、毎年同じことの繰り返しだけでいいでしょうか。最少の経費で最大の効果を上げるために、例えば少しでも工数や費用の低減につなげる工夫があってもよいと思っております。

この先も、人、物、金を使おうとするなら、みずから目標を立て、目標の達成のために何に取り組んで、どんな成果を得たのか、どんな問題が残っているかをはっきりさせるため、次

年度のこの報告書における記載事項の点検作業や記載内容の充実を切にお願いし、次の質問に移ります。

大きく2番目の質問項目で、健康文化センター周辺駐車場の満車状態の緩和についてであります。

タイトルの方は、この健康文化センター周辺ということで書かせていただきましたが、狭義の意味で、健康文化センターということではなくて、中央公民館、あるいはプールの方も含めて広義の意味で、書かせていただいておりますことを御了承願います。

住民の方から、健康文化センター近くの駐車場が満車になることがあり、車をとめるのに苦労をしているとの声をいただいております。さきの6月議会でも、駐車場の増設を要望する一般質問があったわけですが、その折の健康福祉部長の答弁では、健康文化センター及び中央公民館駐車場につきましては、毎日多くの車が駐車されており、満車時には路上駐車もあります。この一帯は、健康文化センター、中央公民館、憩いの四季、図書館、プールなどの施設が集中しており、各施設に応じた駐車場整備はさせていただいておりますが、行事等が重なる場合は、どうしても駐車場が込み合ってしまう。今のところ、駐車場の増設は計画しておりませんが、それぞれの施設において大きな行事等が開催される場合には、職員は総合運動場の駐車場等に駐車するなど、利用者の皆さんに駐車してもらえよう、現在配慮しているところであります。今後とも、こういった対応とともに、巡回バスの利用や乗り合わせで来ていただけるよう呼びかけてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、その後の答弁では、健康文化センター、総合福祉会館、温水プール、総合運動場を一つのゾーンとして総合的にとらえると、656台の駐車スペースを確保している。健文の周囲はびっちり詰まっていて、路上駐車ももちろん起きているわけですけれども、総合運動場の方にはあきがあるので、心情的にはわかるが、本当に駐車場がないという状況なのか。現状656台があるので、何とか対応できていくのではとありました。

ここで、通告書に書かせていただきましたが、まずこの件について、御認識と問題意識はあるのかについて、確認させていただきたいと思っております。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 駐車場の満車状態の緩和ということで、こういった認識を持っているかということでございますけれども、健康文化センター近くの駐車場につきましては、毎日多くの車が駐車していることは認識しております。大きな行事等が開催される際には満車となり、路上駐車があることは、交通安全上問題があると思っております。

こういった部分で、問題意識としてとらえております。前議会のときにもお答えさせていただいたように、そういった部分での我々の現状できる対応というのは、きょうまでこういった

中でのとらえ方として対応はしてきたと思っております。

(8 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 岡議員。

8 番 (岡 孝夫君) 駐車可能台数について、改めてお伺いしたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、さきの議会では656台との答弁がありました。多少の数値が違っていても何ら問題はないんですが、この数字にあまり大きな違いがあるといけませんので、駐車可能台数に大きな違いがないのか、改めて確認させていただきます。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) それでは総合的なゾーンという考え方の中で、施設周辺の駐車可能台数につきましては656台でございます。そして、その内訳といたしましては、健康文化センター周辺で133台、福祉会館158台、温水プール68台、総合運動場関係で297台、計656台でございます。

(8 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 岡議員。

8 番 (岡 孝夫君) 一つ確認させていただきたいんですが、今の台数には文化財収納庫の東側、今や新たなPCBの保管庫をつくっておるところですが、ここにも駐車場がございます。ここは含まれているのか。それと、何台駐車できるのか。もう一つ、一般の利用者が駐車してもよいものか、以上3点についてお聞かせください。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 今の場所は、収蔵庫の奥という解釈でよろしいでしょうか。

あそこは、基本的には一般の方には、今駐車をお願いしておりません。公用車関係をあそこへ、要は健康文化センターに入るところ、総合福祉会館、温水プール、そういったものの公用車の駐車場という考えの中で、現在は運用をいたしております。

(8 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 岡議員。

8 番 (岡 孝夫君) 次に、通告書には職員等と書かせていただきましたが、健康文化センター、中央公民館、憩いの四季、図書館、プールなどに常駐している職員の方々、社協の職員の方々、指定管理先の職員の方々、つまりお客様以外、別の言い方をすれば、スタッフ側といたしまししょうか、町職員以外も含めたすべての職員の方々で、マイカー利用の方の数、ざっくりでも構いませんが、どれくらいお見えになるでしょうか。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 職員等のマイカー通勤者でございますけれども、まず町職員、

社会福祉協議会、トレーニングセンター等、健康文化センター内に従事している者は、現在総勢で約50名でございます。そして温水プール、福祉会館で従事している職員については約40名、合計90名となっております。以上です。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) 今の数字には、憩いの四季さんとか含まれているんでしょうか。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 憩いの四季につきましては、高齢者の皆さんが運営してみえるということで、その数の中には入っておりません。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) 私の方も、一応自分で調べさせていただいたところ、私の計算でいきますと、大体トータルで、まだ一部漏れているところがありますが、一応104人という数字を出しています。今90台というお答えをいただきましたが、大体100台程度ということになるかと思えます。

それらの方は、通常、どちらの駐車場を御利用か、お聞かせください。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) まず健康文化センターにつきましては、通常利用につきましては西側の駐車場を利用しております。そして、大きい行事等がある場合には、事前に周知する中で、総合運動場の北側に駐車するように現在しております。

そして、教育委員会関係につきましては、基本的には道路を挟んだ北側、ちょうど福祉会館、図書館等の建物があります。その横断歩道の信号機がついております。その北側の方を利用するようになっております。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) 健康文化センターの屋上にライブのカメラがありまして、皆さん御存じだと思うんですが、今お答えいただいたように、これけさ8時29分、自宅からカメラを動かして、西の駐車場、ちょうどヘリポートがあるところですね。撮ったら、皆さん車をとめられて、左の方に行かれるので、職員さんたちかなというふうなことで、きょう朝来ました。

これは今言われた道を挟んで北側だと思うんですが、朝市をやるところはもうちょっとこっちですね。この時点も、これが8時31分ぐらいかと思いますが、もちろんこれは画面のハードコピーを印刷したのですが、この時点でももう結構とまっておるんですね、実はね。と思い

ました。

ということで、通常使用される駐車場は、皆さんがされる場所ですね。最北でも中央公民館の道を挟んで北側の駐車場と。一角が喫茶店がある場所だと思っております。

通常的に、例えば御桜乃里の西側だとか、グラウンドの北側の駐車場を利用される方は、お見えになりますか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 通常の場合、御桜の西側の駐車場を利用するという場合が、我々が利用する場合は満車でとめられない状況、そういったときには職員もそういったところへとめる、さらには総合運動場の北面の未舗装の駐車場ですね。こちらの方にとめるということとはございますけれども、通常の場合はこちらの方は使っておりません。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8 番（岡 孝夫君） だから、健文の西側と中央公民館の道を挟んだ北側を使われてるということですね。

私思うんですけど、多分住民の皆様と施設の利用者の方々が、いつも込んでいると思われる駐車場とかぶっていると思うんです。これはいかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） おっしゃるとおりかと思えます。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8 番（岡 孝夫君） 6 月の答弁では、大きな行事等が開催される場合には、職員は総合運動場の駐車場等に駐車するなど、利用者の皆さんに駐車してもらえよう、現在配慮しているところでありましてあります。

職員の方々が利用する駐車場に関する明確なルールはあるのか、あるいはそのルールがあったとして、それが守られているのかどうか、こちら辺をちょっと確認したいと思えます。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 特別ルールというものは設けておりませんが、先ほど来何度もお話をさせていただいておりますけれども、大きな行事、さらには特定の週の中でも、必ず想定される日がございます。そういった場合には、職員は駐車場を移動するという、これについては暗黙の中での皆さんの理解する形での駐車場移動というところで動いておりますので、特別ルールを定めてというところではございません。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8番（岡 孝夫君） ここで一応今までのことをまとめてみますと、駐車場の全般のキャパシティーですね。容量は、総合グラウンドの北側を含めると656台。これらの施設に常駐している方々でマイカー通勤されている方は、先ほど90人ということで御回答いただきましたが、私は100ちょっとと思って、大体100人ぐらいと。その人たちは、大きなイベント等があるときは、利用する駐車場を北の方の駐車場に移動するなど、利用者への配慮を行っていますと。ただ、通常は最も遠いところを利用する方でも、中央公民館の道を挟んで北側の駐車場を利用と。

以上、私はこのように認識したんですが、これまでで間違いはないでしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） そういった形の中で現状は動いております。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8番（岡 孝夫君） ここ大口町には三つのスーパーがあり、ありがたいことにそれぞれが広い駐車場を持っております。私は思うんですが、住民の皆様は、車をとめてから徒歩で移動する距離について、ある程度の基準を持たれており、こういった近くに車をとめることができ、あまり歩かなくてもよいことになれ親しんでいるのではないかと思います。よって、通常歩く距離より長く歩かされると不満を持たれるんじゃないかなと。また、行きたいスーパーの駐車場が込んでいて、例えば近くに車がとめにくいようなら、他のスーパーへ行けば用が足りる場合が多々あると思うんですけれども、今取り上げている駐車場を利用する施設等は、通常代がえがきく施設ではないと思われ、用を足すにはそこしかない施設、つまり役場と同じような感じじゃないかなと思っています。

ちなみに、私が知っている町内の自動車関連企業の場合、ここは社員用として3,400台を超える駐車スペースを確保しているわけですが、最も遠い駐車場を利用される方は、地図の上の比でしかないんですが、きょうの話でいきますと、総合グラウンドのスタンドの裏の砂利の駐車場から健康文化センターの間の距離よりも長く歩かれております。

ここで伺います。

職員の方々が通常利用されている駐車場と、利用者が通常利用したい駐車場が同じことが問題なのではないでしょうか。職員の方々には大変申しわけないんですが、もう少し離れた場所の駐車場を利用していただくことで、利用者の方々の車をとめるのに苦労したといった声を減らすことができないか。先ほどのスーパーの従業員の方たちも、きつと御来店されるお客様と同じような場所には車をとめていることは絶対はないと思っております。いかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） まず私ども思っておりますのは、駐車場を利用するマナーとして、第一に考えた場合、長時間駐車というところでとらえれば、当然そういった人たちが近くを占有するということは、これは基本的マナーに反するのかなあという部分がございます。ただ、先ほど来言われておりますけれども、近くの駐車場が満車である、隣にあいているんだ、それを基本的には私だけがそういうふうになってしまうのかどうかわかりませんが、当然目の前にあいた駐車場があっても、目的地はここである、こういったときに、本当に思っほしいなと思う気持ちは、こちらにとめて少し歩けばここへ行けるんだ、これを不便と感じるか、どういうふうにとらえていくかという大きな考え方、これも一つの問題点であるのかなあと思っております。

あと、行事等によって込んでいる場合とか、そういったときには、お互いにすいているところ、とめられるところへの駐車に心がける、こういったことが、基本的には路上駐車がなくなっていく、ただし歩く距離がふえる。いろんな問題を含んできますけれども、こういったマナーとしての考えをする中で、職員の駐車場の移動というところがございますけれども、そういった部分では、一般の方が利用しやすいように駐車場の確保に努めていきたいと思っております。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（倉知敏美君） 岡議員。

8 番（岡 孝夫君） ありがとうございます。

駐車場を増設する場合、広さにもよると思いますが、確実に車をとめにくいといった声は減ると思います。しかし、増設が目的ではなく、利用者からの苦情を減らすことが目的であって、その一つ的手段として、そういった方法もあるし、そのやり方として駐車場の立体化などもあると思いますが、まずはすべての職員の方々が、現在利用している駐車場所を移動してみるといった、金と時間をかけずにできる対策を、試みる価値はあると思っております。しばらく続けてみて効果があるようなら、継続していただきたいし、効果がなければ、また別の手立てを考えていくことでいいんじゃないかなと思っております。もちろん、100%移動せよではなく、仕事に車で出入りすることが頻繁にあり、業務の効率が著しく低下することが予測されるようなら、何台か分の特別枠といたしまししょうか、占有枠を確保しておくなど、そういった措置も講じるべきと考えております。

別の方向からのアプローチとして、資源リサイクルセンターの駐車場、稼働日の16時以降とか、あるいは日曜日について、健康文化センター利用者向けに開放するようなことはできないでしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 私ども職員の駐車に関しては、今まで御説明してまいった方法

で来ておりますけれども、今後、そういった行事にとらわれることなく、職員については、総合運動場の北側に一度移動すれば、かなりの台数、まさに先ほど見せていただいたあれじゃないですけれども、駐車場があいた形になりますので、まずは一般の方が利用しやすいようにその確保に努めてまいりたいと思います。

そして、資源リサイクルセンター駐車場の活用につきましては、不法投棄やトラックでの搬出経路確保に若干問題があります。駐車場整備に当たっては、今後こういった取り組みをしていく中で、どうしても必要になってくる、そういったような判断が出てくれば、環境課と協議をしてまいりたいと現在のところは考えております。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) 今は資源リサイクルセンターの砂利のところの駐車場を、一般の人ということでお伺いしたんですが、別に一般の人にはなくて、例えば資源リサイクルセンターの砂利の部分の駐車場の一部について、職員の方々の駐車場にある程度割り振るといったことも問題解決の一つの対策になると思うんですが、こちら辺についてはいかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 資源リサイクルセンターにつきましては、通常、昼間、本当に利用者が多くございます。そういった中で、住民の方がかなり利用されておりますので、そういった部分での調整等は、また担当課の方と協議等も必要になってくるかと思っております。

(8 番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 岡議員。

8番(岡 孝夫君) 最後になりますが、今回の件は、もちろん職員の方々の御理解を求めることになるのですが、今ある資源を最大限有効活用することで、この問題を解決できるのではないかと考えております。

砂利が敷かれた駐車場に枠表示がないのなら、ロープを張るなどで効率的な駐車台数の確保に努めることや、あるいは夜間に帰られる職員の方々もあるかと思っておりますので、安全確保の観点から、歩行路の照明は十分かなど御配慮もいただきまして、前向きに、スピーディーに御検討されますことを要望申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(倉知敏美君) ちょっと早いかわかりませんが、会議の途中ですが、14時20分まで休憩といたします。

(午後 2時10分)

議長(倉知敏美君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2時20分)

吉田 正 君

議長(倉知敏美君) 引き続きまして、吉田正議員。

2番(吉田 正君) それでは、お願いします。

議長の御指名がございましたので、通告にしたがいまして質問をさせていただきます。

まず、太陽光発電の補助金額の増額と、補助回数をふやしてという問題でございます。

住宅用の太陽光発電システムに対して、大口町は最大8万円まで補助を出しております。補助要綱には、地球温暖化防止対策の一環として、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚と、その目的が書いてあります。日中に発電された電気は中部電力へ販売されます。建て売り住宅に設置してある未使用の装置も、補助対象になるのだそうであります。

ある方ですけれども、ここではAさんということにしておきましたが、Aさんはこの補助金を活用して、自宅の屋根に太陽光発電システムを取りつけました。大変好調なので、今後は車庫の屋根に取りつけようと、業者とも相談して、大口町の補助金を活用するために再度申し込みました。役場に申請用紙を持っていくと、補助金要綱の第3条の2に、補助金の交付は1世帯につき1回に限るとするということふうに書かれてあるので、却下されました。

この補助金は、地球温暖化防止の一環でできました。しかし、今や東日本大震災によって原子力発電所の安全神話が崩れ去りました。原子力発電から自然エネルギーへの転換が緊急の課題になっております。

Aさんは、1回限りと聞いてがっかりしました。地球温暖化防止と自然エネルギーへの転換に少しでも役立てればと思っていたのにと語っています。こんな御時世だからこそ、この要綱を変えて、太陽光発電システムを増設しても、補助金が出るようにすべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 住宅用太陽光発電の設置につきましては、現在、4キロワットを上限に、1キロワット当たり2万円を1世帯1回に限り補助しております。平成22年度には67世帯に262.27キロワットの補助を行っております。本庁における住宅用太陽光発電装置への補助は、今議員もおっしゃられましたとおり、地球温暖化防止対策を目的に制定したものであります。そのため、余剰電力の売電を優先しておらず、一般的な家庭におきましては、使用される平均的な年間の電力使用量でございます4キロワットを上限といたしまして、1世帯1回に限り補助させていただいております。

議員御質問の、原子力発電から自然エネルギーへの転換については、国において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等により、国のエネルギー施策全般を見直す中で、支援を考えるべきであると考えております。

また、町が、現在の補助金要綱の目的であります、町民一人ひとりができる環境への負荷が少ない循環型社会に向けた取り組みを町民の皆さんにお願いしているところがございますので、今のところ補助金の要綱の変更は考えておりません。

(2 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) まず、4 キロワットを上限にするというところなんですけれども、例えば国の方からも補助があると思うんですけれども、国の補助金の方では、何キロワットまでが補助金の対象になるんですか。

議長 (倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長 (近藤定昭君) 10 キロワットと聞いております。

(2 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) そうですね。大口町の補助金要綱は4 キロワットで、国の方の補助金要綱については10 キロワットということになっているわけです。だから、二重の基準が実はここで存在するということになるわけです。

国の方は、大型化した方が効率的だという視点がどうもあるようですね。もともとはたしか4 キロワットで町と同様といいますか、国そのものはもともと4 キロワットで初めて、それで町の方も国の補助金がなくなるからということで、町の方がこの補助金制度をつくったんじゃないかなかったですかね、たしか。そういうふうなんですよ。だから、国にもともと追隨してこの補助金要綱というのがつくられてきた、そういう経過があるんですよ。ですから、私としては、そういう経過があるわけですので、やはりここら辺の補助金要綱についても、国の方と合った形で行った方が、私はより住民の皆さん方からすれば、使い勝手のいいものになるんじゃないかなというふうに思います。

聞くとところによると、今のところ太陽光発電をやっている世帯というのは、大口町では130 世帯ぐらいだったですね、全体として。町の補助金をもらってやってみえるというのが、大体これまでに130 世帯ぐらいなんですよ。今、大口町の住民票上の世帯数は7,800 世帯ぐらいですかね。実際にそれだけの世帯数があるのかないのかというのはまた別の話ですけども、仮に7,500 世帯ぐらいだとしますと、本当にまだほんの2%に届くのか届かないのかというような状況に実はなっているわけですね。

さらに、太陽光発電というんだけど、これは国産エネルギーですよ、ある意味。原子力も実は国産エネルギーじゃないんですよ。というのは、ウランの燃料というのは、もともとは外国から輸入しておるものですから、大体7割近くが、アメリカから輸入されているものなんですよ、実は。石炭火力になると、オーストラリアだとかそういうところから露天掘りして持ってくる。それから、石油ということになると、これが中東ということもありますし、天然ガスということになるとインドネシアだとか、そういう国々になってくると思うんですけれども、実は太陽光発電というのは、再生可能エネルギーとよく言うんだけど、しかし、これは国産のエネルギーなんです、そういう意味では。ですから、国産のエネルギーへの依存率を高めるといことは、非常に国にとっても、大変私は有益なことだというふうに思うんですね。国産のエネルギーへの依存率を高めることが、国の将来そのものを安定させる大きな要因になっていくと思うんです。だから、そういう意味では、国がもっと積極的にやっついていかないと問題だというふうに私は思うんですね。

例えば、原子力発電所を建設するのに、一つつくるのに5,000億円かかるんだそうですけれども、今建設中のものもあるんだそうですけれども、大体原子力発電所を建設するための税金があるんですけれども、皆さんの電気代の中から毎年3,500億円も知らんうちに取り立てられておるんだそうですけれども、電源開発促進税とかなんとかという税金だったと思うんですよ。そういうものが取られているんですけど、むしろ私はそういうお金が、こうした国産エネルギーを促進するための財源に回すべきだというふうにも思います。

今のところ、私としては、国の補助金、この方も言われていましたけれども、国の方も10キロワットという形で助成を出しているわけですので、もともと大口町も国のそうした施策の中でこの補助制度をつくってきたわけですので、そのような形で改められてきたのであれば、大口町の補助制度も改めていただくと、といいますか、改めた方がいいんじゃないでしょうかというような御意見もいただいているわけですが、私もそのとおりだというふうに思います。二つの基準があるというのは、私はこの制度そのものを使う場合、非常にわかりにくいというふうに思いますし、例えば回数を制限するのではなくて、10キロワットまでは補助しますよというような形にでもなっていくと、私はよりいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、これまでの経過をひもといて改めて考えていただいて、いま一度御答弁を願いたいというふうに思います。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 太陽光発電につきましては、今議員からお話ございましたように、始まった当時は、同じように4キロワットというふうにしておりまして、そこから国の方が一度手を引きまして、また3年後に復活するわけですが、そういうことで町も補て

んしまして、当初キロワット当たり11万円。その当時、町と協会の方とあわせまして、それに近い数字だと思んですけど、町単独で補てんするというようなことでやらせていただきました。そんなことで行われた後、3年後には今度国の方が復活したわけですね。

このときに、復活したものの、考え方として、今は当たり前になっておりますけれども、ちょっと私も調べたところで、間違っていれば訂正させていただきますけれども、今お話がありましたように、今後は余剰電力を電力会社に強制的に買わせるという制度が新しく入りまして、その中で、今議員おっしゃるとおり、10キロワットに変えてきたということで、要は容量を大きくして売電をしやすくしたという形になってまいりました。

ただ、私ども大口町の内容といたしましては、やはり家庭の中でのCO₂削減や節電という目的で、自分のところで消費するエネルギーについて自分で賄うという趣旨のもとでやってきておりますので、今のところ4キロワットというような基本的なラインをとりあずやっているわけでございますし、今のところ県下におきましても、大体すべてと言ってもいいと思いますけど、4キロワットが主体になっておりますので、そういう点で御理解いただきたいと思いません。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 県下の自治体を見ますと、やっていない自治体も、ごくわずかにあるようです。大体県下の自治体を見ると、4キロワットというところが多いようです、言われるとおり。しかし、県下の自治体が4キロワットだからそれでいいのかという問題ではないですね。3月11日を過ぎた段階で、大変な状況になっておると、情勢が劇的に変化しているときです。やっぱり自宅の電気だけを賄えばいい、それだけで事足りるんだというような状況では既になくなっていくというふうに私は思いますので、ぜひ来年度に向けて、そこら辺のことも加味しながら、現状、半年もたってもまだ現状がそういう状態が変わらないということだと、私は非常に心もとないんですけれども、この点については、また12月議会に改めてお伺いしたいというふうに思っています。そのときはぜひ考え方も改めていただく必要があると思うんです、これまでの経過からして。経過を無視して、今までどおり踏襲すればいいということではいかんと思いますし、ぜひ前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

その上で、2点目ですけれども、核と人類は共存できないという問題です。

8月6日の広島平和記念式典に中学2年生14人が派遣され、その報告が22日に開かれた大口町平和祈念式でありました。祈念式の「キネン」というのが、私ちょっといろんな字を使っちゃって申しわけなかったんですけど、私も出席させていただきました、本当に感動しました。

「にんげんをかえせ」という峠三吉という人の詩が冒頭に読み上げられたと思うんですけども、そういう御紹介がないもので、一体これは何だろうと思って、ぼかーんと聞いておった人は聞いておったんだろうと思うんですけども、知っておる人は知っておる有名な詩なんですけれども、それが読み上げられて報告が始まりました。

原爆の被害を受け、語り部として活動してみえる、ちょうど原爆の被害があったときには小学2年生だったと言ってみえましたね。幸元省二郎さんという人の話が披露されました。皮膚がただれ、幽霊のように人々が漂っていたそうですと。中学生は、自分たちは原爆の経験をしたわけではないと。しかし、幸元省二郎さんの話を他の人に伝えることはできる、こういう発言もこのときにあったんです。

また、広島平和記念式典で、広島市長の核と人類は共存できないという発言に共感したとのことであります。

中学生の報告の終わりに、これSMA Pなんですけど、「トライアングル」という曲が流れたんですけど、最後に。この曲の最後の歌詞は、私思わずぞくっときたものですからメモしたんですけども、「精悍な顔つきで構えた銃は、ほかでもなく僕の心に突きつけられている」という最後の歌詞の部分なんです、この曲のね。私は非常にぞくっときたものですから、思わずこれを控えたんです。それで、静まりかえった会場にこの歌詞が映像とともに流れたわけなんですけれども、森町長は祈念式の開会のあいさつで、大口町は昭和60年に非核平和宣言を行い、平成4年から広島平和記念式典へ中学生を派遣している、こういうお話もされました。森町長の核兵器についてのお考えをお聞かせください。

議長（倉知敏美君） 副町長。

副町長（大森 滋君） この回答につきましては、十分調整をしておりますので、私から回答させていただきます。

今、御質問ありましたように、我が国は唯一の原子爆弾の被爆国であるということで、核兵器の恐ろしさを身をもって体験した唯一の国であるというふうに思っております。

人々が共存し、一人ひとりが生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和の実現を願うとともに、核兵器廃絶の世論を喚起するため、昭和60年9月に、先ほど御質問にもありましたように、大口町の非核平和宣言を議会の議決をもって行っていただきました。しかし、軍拡競争は依然として続けられておりまして、人類が平和に生存する条件を根本から脅かすものになっており、恒久的な平和と核兵器の廃絶を願うものであります。

戦後66年が経過する中、戦争体験者の高齢化により、語り部等による伝承が難しくなってきましたけれども、私たちに語り継がれてきたことを、将来を担う子供たちへ語り継ぎ、風化させることがあってはならないと考えております。

そうした中、過日の大口町平和祈念式典においては、広島に派遣をされました生徒の皆さんから、現地で撮影をした写真や、みずから感じたレポートの構成で、同学年の皆さんや町民の皆さんへの見事な発表をされたというふうに私は聞いております。新しい世代への平和学習の大切さを強く感じたところでもあります。

今後におきましても、中学生の広島派遣や写真パネル展などを通して、平和活動に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(2 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) こういう核兵器の悲惨な状況等を風化させない、そういうことが大切なことであろうというふうに思うんですね。これは戦争ですけれども、この核兵器そのものは。そうした戦争が再び起きない世の中にしていかなければならない。

実は、悲惨じゃない武器なんていうのはないですよ。あれは全部人殺しをやるための武器ですのですね、武器というものは。ですから、そういうものを持てば、時の権力者は使いたくなっちゃうことがあるわけですね。それによっておどしにも使われたりとか、そういうことになっていくわけですけれども、アメリカと旧ソ連との冷戦の対決の時代というのは、まさにそういう時代であったと思うし、そういう中に新興国などが戦争に巻き込まれてきた、第 2 次世界大戦の後でも、そういう状況があるわけですね。ですから、そういったことも含めて、再び戦争が起きない、そういう世の中にしていくということを本当に忘れないようにしていきたいと思えます。

たしか女子生徒だったと思いますけれども、原爆ドームの前で記念写真を撮ろうという話になったときに、こんなところで本当に写真を撮っていいんだろうかと女子生徒の方が言ってみえたと思うんですけれども、本当にそれほど重いといえますか、とてもにこりとも笑えなかったと言ってみえたと思うんですけれども、子供さんからしてもそれほどの衝撃のあることであったんだなということを、僕はその言葉を今でも覚えているわけですけれども、ぜひそういったことを、残念ながら中学校 2 年生のお子さんしか、あそこの会場の都合もあって発表には参加できなかったわけですけれども、できれば本当は全学年に広げていただけると、うちの子供も今中 1 だもんですから、あの日というのは出校日なんですね、ちょうど。出校日に合わせてやっているものですから、これは本当に、改めて僕思うんですけれども、全校生徒の皆さん方に聞いていただけるような、体育館にイスを並べたり何だかするのも大変なのかもしれませんし、来賓の皆さん方が来たりいろいろするもんだから、そういう準備も大変なのかもしれないけれども、しかし、全校生徒の皆さん方にもそうしたことが伝えられるような形に、そうすると、少なくとも 3 年間は、実際に行ってもなくてもそういうことを勉強できるわけですので、

そういったことも考えるべきなんじゃないなあということを思ったんですけれども、いかがですかね。

議長（倉知敏美君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 私も参加はしておりませんが、広島派遣の学習報告ということで読ませていただきまして、今吉田議員が言われた原爆ドームでの写真のことにつきまして、それを書かれました生徒さんの報告書も読ませていただきましたけれども、大口中学校を新しく建設するにあわせて、いろんな紆余曲折があったわけですが、慰霊祭を今の形で、平和祈念式典を取り行うような状況になってきたわけでありまして、私も考えたんですけれども、慰霊祭であれば、多分どんどん関係者の方も高齢化して、先へつながっていかなかったような催しが、こういう平和祈念式典という形で開催されるようになったことによって、これから社会を担っていくであろう中学生が、そういったものに関与していくことができるようになったということですね。これは非常に大きなことであるというふうに考えております。

そういった意味では、多くの方にこういったことを知っていただくということでもありますけれども、このような形で報告書がまとめられておりますので、式典だけではなくて、その後のいろんな学校生活の中で、こういった報告書が活かされていけばというふうに考えております。

（ 2 番議員挙手 ）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2 番（吉田 正君） 続いて、原子力発電についての認識をお伺いします。

福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の目に事実をもって明らかにしたんです。現在の原発の技術は、本質的には未完成です。極めて危険なものです。原発は莫大な放射性物質、死の灰ですが、これを常時抱えています。大体100万キロワットを発電する原発で、1日に広島型の原発の3個分の死の灰を毎日製造しているんだそうです。大変なことなんです。しかも、それを閉じ込めておく技術は存在しておりません、今のところ。そして、ひとたび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲で、将来にわたっても影響を及ぼすということです。

今、アメリカと日本がモンゴルの地下に穴を掘って、そこに放射性物質を埋めるなんていう話があるんですけれども、とんでもない話でありまして、大体高濃度の放射性物質の半減期は数十万年ぐらいあるんだそうです。放射線が出るのが半分減るのが数十万年ですよ。人類の歴史というのは、多分数十萬年前といいますと、北京原人のころになると思うんですけれども、そんなところに埋めてそこまで責任を持てるのかと、今の現代の人間が。とてもそんなことはできない、そういう代物であるというのが放射性物質ですね。原発でできたごみなんです。

そして、そうした原発を地震や津波国である日本に集中的に建設してきた。これは何も日本

だけの責任、日本も責任があるんですけども、これを売り込んできたアメリカの責任も重大だというふうに私は思います。

それで、日本に今立地している原発で、大地震や大津波に見舞われる可能性がないと断言できるものは実は一つもない状態だそうです。歴代の政府は、安全神話にしがみついて、繰り返しの警告、日本共産党も警告してきたわけですけども、日本共産党は1960年から、実は原発については、使用済み核燃料を処理する技術がないなどの理由で一貫して反対してきたわけですけども、そうしたことも無視され、なおかつ安全対策もとられなかった。このことがどんなに深刻な事態を起こしているのか、これがやっと明らかになったんです、事実をもって。これはとんでもないことであります。

私は、原発から直ちに撤退すべきだというふうに私自身は思うんですけども、実は日本共産党は、撤退するんですけども、それは道筋を立てないかんとっておるんです。これはやはり5年から10年ぐらいかかるんじゃないかということ、私の個人的な見解と私の所属する政党とはちょっと違うんですけども、しかし紹介していくんですけども、共産党は5年から10年の間にほかの代替エネルギーのことも考えながら、また危険な放射性物質をどうやって処理するのか、そういう道筋も考えながら原発から撤退をする、そういうことを考えているんです。すぐに原発をなくせというふうに共産党は言っているわけじゃないんです、実は。ただ、浜岡原発については、きのうの質問にもありましたけれども、東海地震は、87%の確率で発生するんだという話もあったわけですけども、それが東南海地震と南海地震と連動型で、もし起きるといふことになれば、マグニチュード9ですか、そのくらいのクラスになるんじゃないかというふうに言われているわけですけども、3連動でいくと。そうすると、ここら辺がどの程度の揺れになるかという、大口町の防災計画では、そんなことは想定してありませんよね。わかりませんわね、本当の話が。

そういうことからしても、浜岡原発については直ちに廃炉せよと、危険だから。87%の確率ですからね。そんなところで揺すられて、津波でも来て、原子炉が冷やすことができないというようなことになったら、この愛知県が一番被害を受けるのかと思いきや、東京あたりが実は危ないんじゃないですかね。だから慌ててとめたんでしょう、そういうことがわかったから。だから、とめろと菅首相は言ったわけですけども、しかし、津波対策をやったらまた再開するんだということも一方で言っているんですよ。また、民主党そのものも、原発そのものを廃止するんだという方向にはまだなっていない。むしろまだ継続していくんだというような方向になっているんです。そこが私ども日本共産党との違いでありまして、私どもは5年から10年の期間をかけながら、技術も高めながら廃止していこうというふうに考えているんですけども、町長のお考えはいかようなんでしょうか。

議長（倉知敏美君） 町長。

町長（森 進君） 福島的第一原発の事故で、20キロ圏内ですかね、大変多くの住民の方が避難をしてみえます。震災の後始末もできない中で、大変毎日苦労して生活を営んでみえますし、その原発に起因する風評被害ということで、福島だけではなくて全国的にいろんな物流の中で風評被害に遭ってみえる方もたくさん見えるという中で、また最近は、ここ一日、二日ですけれども、何かフランスの原発に係るような事故もあったということで、大変大きな話題になっておるといふ中であります。

そして、この原子力発電につきましては、新聞、テレビの報道を見ましても、推進をされる方の意見、さらにはこれを契機に廃止すべきだというような意見、いろんな意見が学者の先生方の立場、あるいは関係機関等の立場でお話をお聞きする機会があるわけでありまして、今、吉田議員さんから、町長としてというような御質問をいただきましたので、私なりのお話をさせていただきたいというふうに思います。

エネルギー自給率が極めて低い我が国にとって、原子力発電は地球温暖化防止への寄与もあわせ、貴重な技術であることは御承知のとおりであります。化石エネルギー消費や、国や豊かな暮らしの進展のために、安定した電力供給が必要不可欠であったことから、その研究開発の過程で解決せねばならない課題が指摘されながらも、課題解決への取り組みと同時進行で技術導入が推進されてきたところであります。そして、今回の東日本大震災における想定を超えた事象により起きた事故によって、指摘されてきた課題が現実のものとなり、私たち、さらには世界じゅうの人々の暮らしに暗い影を落とすことになりました。そこから、私たちは一人ひとりが、いま一度、どこかで何かを依存し、暮らしの中で行き過ぎたことはないかなどを考え、省エネルギーに対応可能なことから取り組まなければならない、そういった必要性を認識する機会を与えられたのではないかというふうに思っております。

原子力技術には大きなメリットがあるものの、反面、我が国はどこで地震が発生してもおかしくない地殻上にあるため、確実に構造物の強度を確保する備えが難しく、さらに核廃棄物の処理技術が確立されていない点には、大きな不安を持たざるを得ません。これらの点を踏まえれば、自然界の自浄能力を超えてしまうような技術導入については、やはり慎重にならざるを得ないのだろうというのが私の率直な思いであります。

したがって、現段階においては、原子力発電に基幹エネルギーを依存する社会、生活構造から、私たち一人ひとりの努力によって、混乱を引き起こさないよう、徐々にその依存度を下げていくことが有意義ではないかというふうに思っております。

（2番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） そのとおりだと思いますし、その方向でぜひ町の方も施策を進めていただきたいというふうに思います。慎重にならざるを得ないですね。東京湾に原発をつくればいいとか、とんでもないことを言う人たちも何かいるみたいなんですけど、そういう人たちに政治は任せられないなということを私は改めて思うわけですけれども、原発の依存度を低めながら、そうした中で、自然エネルギー、要するに国産エネルギーになるわけですけれども、CO₂の問題等々も解決していく上では。だから、先ほども言ったように、太陽光発電もその一つであると思うし、風力発電だとか、波の力、潮力ですね。あと地熱発電、それからバイオマス等々、そういういろんなエネルギーの取り入れ方があるわけですけれども、そうしたのも本当にぜひ進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、放射能測定器を購入してほしいという問題なんですけれども、私も少年野球で球拾いに行ったりするんですけれども、お母さんたちから、離れておるで、吉田さん、大丈夫だと思っただけだねなんていう話になるんですけれども、結構口には出さないんだけど、そういうことが話題になって、本当に大丈夫なんだろうかというところがあるんです。大丈夫かどうかというのは、測定しないことには大丈夫かどうかということとはわからないですね。今、一定の安全基準というものが、ようやくですけれども出たでしょう。年間20ミリシーベルトだったか、1ミリシーベルトだったか、最初20ミリと言っておったけど、1ミリだといって訂正しましたよね、たしか。そういうことですので、そういった一定の安全基準等々も出たわけですので、一度放射能測定器というものも町で1台ぐらい、あるのかどうか私知らんのですけれども、そもそも、もしなければ購入していただいて、その測定結果をぜひ公表していただけないでしょうか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 放射能測定数値の公表につきましては、前回の6月議会等でも御回答しておりますとおり……。

2番（吉田 正君） 質問に行けなかったんだ、回答していないもんだから、実は。ごめんね。地域協働部長（近藤定昭君） では、訂正させていただきますして、現在、放射能測定につきましては、名古屋市北区にございます愛知県環境調査センター、それから近くというと、岐阜県の各務原市の岐阜県保健環境研究所で毎日測定しております。これにつきましては、中日新聞で2面のところに毎日公表されております。そういったことで、一般の方もこの数値を見ていただければなというふうに思っております。

また、県の動きといたしましても、新聞紙上等でもお話ございますように、浜岡原発に近い環境調査センター東三河支所が豊橋市にございます。それから、西三河県民事務所、岡崎市。それから、浜岡原発に近い設楽町の地内。それから、今後は福井県内の原発に一番近いという

ことで一宮市の、計5カ所ですね。モニタリングポストを補正予算等で設置したりというような動きがございます。

以上のことから、近隣におきましても測定結果が入手できるというふうになっておりますので、大口町独自で現時点で測定及び公表する必要性はないのではないかとこのように考えております。

また、今後発生する東海・東南海・南海の連動地震におきましても、国・県の防災計画の見直しの動向を見つつ、大口町として何ができるかを検討していきたいというふうに考えております。以上です。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 放射能測定というのはあるんですか、町に。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 現時点でお話を聞いておる限りにつきましては、この間、丹羽消防さんの方がかえていったものを持っているということで、新聞でいくと、扶桑町の防災訓練の中でそれを皆さんに公表されてやったというふうには認識しております。

ついでに、お話の中で若干加えますけれども、まだ確定しておるわけではございませんけれども、愛知県の町村会の方から、今年度中か9月末までというふうにお話がありますけれども、簡易的な放射能測定器を1基配付されるというふうにお話を聞いておりますので、そういうことでいえば1基あるのかなということ。

2番(吉田 正君) まだないんだよね。

地域協働部長(近藤定昭君) はい。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 簡易的というふうに言われたんですけど、私、自分の一般質問の後ろに、こんな広告がついておったので載せたんですけど、これはチェルノブイリのあるウクライナ製の測定器なんですけど、これあまりよくないらしいですわ。チェルノブイリ語で書いてあるのか、ロシア語で書いてあるのか、よくわからんもんだから、扱う人が、日本語の説明書がついておるといっただけけれども、なかなか難しそうです。やっぱり日本製を買ってもらった方がいいんだそうです、本当に。ですから、ぜひそうしたものを購入していただいて、例えば保育園の園庭でもしそういうものが町村会の方から来て、園庭で測定していただいて、保育園の保護者に皆さん方に、この程度ですよというようなことは、僕はそういうことはあってもいいと思うんですよ。それは、離れているから大丈夫ということとは言えないというのは盛んに言われて

いるものですから、そういう意味では、町としてやっと1基持つことができるわけですので、今だと一部事務組合が持っているもので、自由に貸してくれというわけになかなかいかんわけですので、そういうものもぜひ活用していただいて、町民の皆さん方に安心を提供していただきたいなというふうに思います。

続いて、給食費は無償化になるのかということなのですが、保護者の人からは、来年度から中学校や小学校の給食費が無償化されるのということをよく聞かれるわけですけど、ただになるんだろうと言われるわけですが、そういう声が寄せられますけれども、森町長、本当でしょうか。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（近藤孝文君） それでは、給食費の無償化、クエスチョンマークつきですけど、お答えさせていただきます。

給食費そのものは、学校給食法に定められておりまして、給食の経費等につきましては保護者が負担すると。大口町の学校給食センター設置と管理に関する条例におきましては、給食費につきましては保護者の負担とする。なお、同運営管理に関する規則におきましては、負担率につきましては、教育委員会が定めるということで、お答えとさせていただきます。

2番（吉田 正君） 児童はまた違うのか。

生涯教育部長（近藤孝文君） 児童・生徒の給食費の公費負担につきましては、平成22年度から2分の1を負担し、本年も継続しております。

学校給食の目的につきましては、児童・生徒の心身の健全な発達に資することであり、学校における食育の推進を図ると。その目標といたしましては、適切な栄養の摂取による健康の保持・増進と、食事について正しい理解を深めることなどであります。しかし、給食費を無償化にすると、食の大切さ、食品に対する意識、生産者や流通にかかわる人、給食をつくってくれる人への感謝の気持ち、並びに命ある食材に対する「いただきます」という感謝の念が薄らぐのではないかと心配しております。

また、地産池消と学校給食、生産者と学校給食をどのようなかわりを持たせるのが課題であります。生産者の顔が見える安全・安心な食材が定期的に提供できるような学校給食を目指していけたらと思っております。

以上のことから、時間をしばらくかけますが、当分の間、現状の2分の1の負担ということをお願いしたいと思います。

（2番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 当分の間というのは、いつまで続くのかわからんことを当分の間と言う

んですけども、一番あやふやなことなわけですけども、それはいつまでなんですか。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（近藤孝文君） 今、課題として述べました、地産地消がどの程度進むのかということだと思います。このために、現在、農業を担当する建設農政課と調整をしております、そこに生産者の方の意見をもらいながら、果たしてこの計画が将来的に継続して行うことができるのかということは今検証しております。その時間というのは、今言いましたようにかかります。ですから当分の間であります、しばらく時間をいただきたいと思います。

（ 2 番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2 番（吉田 正君） これは町長の公約ともかかわることだというふうに私は認識していますので、時間がかかるのかもしれませんが、これは早急に検討していただくことになっていくんじゃないかなあというふうに思うんですね。

給食費を無償化することによって、食に対するありがたさでありますとか、命の大切さだとか、そういうものが損われるんじゃないかということも答弁の中で今言われたというふうに私は認識しているわけですけども、じゃあどうして無償にするとそうなるのか。そこの根拠が私はさっぱりわかりませんでした。無料にしたからありがたさがなくなってしまうのか、どうなのか。そこを早急に検証していただいて、町長の公約が実現されるようにぜひ望むものであります。

続いて、養護学校の児童の無償化についてであります。

養護学校に通っている人は、一たん給食費を納めますが、後から返ってくるそうです。しかし、全額返ってくるわけではないとのこと。ちなみに、教材費も同様に補助がされていますが、一定金額を超えると頭打ちになるようです。

養護学校の児童・生徒に対する給食費も実質無償になるようにすべきだと私は思いますけれども、森町長のお考えをお聞かせください。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（近藤孝文君） 御指摘のように、養護学校の給食費は、補助対象であれば、毎月の給食費に対し、国庫ですけど、就学援助費として、翌月に支払った2分の1が補助されております。

給食費の無償化については、先ほどお答えしましたように考えておりませんが、養護学校へ通う児童・生徒への給食費の公費負担について、現行の2分の1の公費負担を、町内在住者で町内小中学校以外の公立養護学校、並びにろう学校の小学部、中学部に在籍する児童・生徒も対象としたいと考えております。実施時期につきましては、要綱の制定、並びに養護学校と

の調整がありますので、調整を経てから実施したいと考えておりますので、しばらくお時間をいただけたらと思います。おおむね平成24年度当初予算には反映したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(2 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) これはやっていただけるようすけれども、養護学校の生徒等でも、ぜひそういった施策等が反映できて、私もうれしいと思います。

次に、障害児にも紙おむつとパッドを含む補助をということで、高齢者は一定の介護度、3 ぐらいだったですかね、たしか。その人を対象に紙おむつの補助が出ています。月額5,000円が上限ですよ。

養護学校に通う児童の中には、学校の行き帰り、通学バスなど、学校生活中に紙おむつの必要がある人もおられます。お話を伺いました、お母さんから。お子さんは入退院を繰り返して、そこでも必要になるようすけれども、通常の学校生活でも必要で、1 ヶ月にするとばかにならない金額になってしまうんだそうです。ぜひこうしたお子さんにも補助をしていただくとありがたいんですが、いかがでしょうか。

議長 (倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 紙おむつということでございますけれども、現在、大口町では障害者自立支援法に基づいた地域生活支援事業の日常生活用具給付事業として、紙おむつの給付を行っています。支給申請に当たっては、医師の意見書が必要で、その支給要件としましては、高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害、かつ意思表示困難、年齢が3 歳以上となっており、給付額につきましては、月当たり上限1 万2,000円でございます。

また、高度の排尿機能障害を持たれる方に対しては、おむつの給付ではなく、収尿器の給付があります。この給付額につきましては、男女の違いがあるため、年額上限5,871円から8,755円となっております。支給申請に当たっては、おむつと同様でございます。

さらに、両障害ですね。排便・排尿機能障害を有する方については、紙おむつの給付で対応しているところでございます。したがって、日常生活用具の給付で対応は十分可能であると考えております。

(2 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) 僕がお話を伺った人は、その対象に多分ならなかったんじゃないですかね。私はそう思うんですよ。現に今養護学校に通ってみえる方です。あるのは、今の障害者手当というんですか、そういうことを言ってみえるもんだから。ですから、支給要件に当

てはまらないということになるといかなのですけれども、現に必要だという方については、そういう補助制度があるんなら、適用させていただきたいんですけれど、いかがですかね。後日また相談に乗ってほしいんですけど、ちょっと時間がないもんで、相談に後で乗ってください。いっぱいあるもんで、ひとつお願いします。ここでそうやりとりしておれんのだわね。

次が、心身障害高校生奨学金の復活の要求ということです。

愛知県は、今年度から心身障害高校生奨学金、これは突然廃止しちゃったんですね。ことしは県知事選挙があったもんですから、県の当初予算というのは通常骨格予算というふうに呼ばれているんですよ。5月か6月になると、本格予算ということで大体組まれる。4年に1回そうなるんです。ところが、その骨格予算の段階で、今の奨学金がなくなっちゃったんですよ。こんなこと今までないんですよ。私も本当にびっくりしたんですけど、これは入学準備金として1万7,500円。それから、奨学金として月額1万円を出していました。これは愛知県に対して復活するように、森町長、頼んでもらえんでしょうか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 奨学金につきましては、議員御指摘のとおり、愛知県心身障害高校生奨学金及び入学準備金につきましては、平成22年度をもって事業が廃止となりました。この奨学金は、障害者の高校進学を促進し、その向学心を高め、自立更生を図ることを目的として実施されてまいりました。しかし、障害者の高校進学率は、事業開始当時に比べ高まっており、またこの事業を未実施の他県に比べて進学率に大差はなく、その所期の目的は達せられたとして廃止したと聞き及んでおります。

本町としましても、この廃止理由については理解しているところであり、町として本制度を実施することは考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

（2番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 要するに、授業料が無料になった関係があって、いろいろ言うんだけど、違うんだわね。高校の授業料が無料になったもんだから、そのときに一緒に切っちゃったというのが実態なんですよ、早い話が。県はいろいろ言うわ、そりゃあ。ここで違うのは、入学準備金の1万7,500円というのは何で切ったんだという話になるんですよ。そうでしょう。授業料そのものはたしか今9,800円だったかな、9,900円か9,800円なんですよ、高校の授業料。大体1万円ぐらいなんです。だから、この部分はいたし方ないにしても、しかし、障害者の人が学校へ通おうと思うと、またそれなりの、普通のお子さんとは違ういろんな用具を購入していかなくちゃならない問題というのが絶対あるんですよ。だから、高校進学率が高まるだとか、高まらんだとか、そんなことは関係ないんですよ、私から言わせれば。健常者と比べれば、ど

うしても通うためには、一定お金がかかってしまうんですよ。だから、こういう入学準備金というのがこれまでもあったんですね、制度として。だから、そういう意味で、この部分というのは、一度町の方でも検討していただきたいと思うんですよ。

授業料の部分は、確かに国の方で無償化ということで、あれは本当は一たん本人のところに払い込まれますよというのを、かわりに高校が代理で受領するという形になっておるわね。うちにも通知が来たんだけど、そういう形になっておるんだけど、ぜひこの入学準備金の部分については、一度検討してください、本当に。これは大幅に違いますので。

次に行きます。

来年度の介護保険料、後期高齢者医療の保険料は値上げされるのかどうなのか。

私、ここで言いましたけれども、介護保険料や後期高齢者医療の保険料、これは6年に一遍ずつ同時に見直しがされるというふうにですね。2年と3年でしょう、要するに。だから、6年に一遍同時に値上げになっちゃうんです。たまたま来年が6年目なんです、後期高齢者医療が始まってから。ちょうど町制50周年の年で、これらの保険料がもし値上げされるとなると、祝いたい気持ちもどこかに吹っ飛んでしまうのではないのでしょうかと書いておきましたが、私は本当にそう思います。

それで、介護保険の支払い準備基金は、1億5,000万円ぐらいになりますけれども、私はこれを取り崩して値上げをおさえる、少なくともその必要はあるというふうに思っています。全国的には、実は介護保険料は月額5,000円ぐらいなるといふふうに言われていますよね。今、大口町が月額の基準額が3,450円だったかな、第4段階だよ。3,450円月額になっているんだけど、若干国の平均よりも大口町というのは大体安いもんだから、多分国の基準どおりでいくとすると、四千五、六百円ぐらいはいくような、全国的な水準からするとそういうのが予測されるわけなんです。

ただ、その1億5,000万円というお金が何で残ったのかというのは、るる本会議の質疑の中でも明らかになったとおりで、本来は余っちゃいかんお金がこのように余っていると。それは、地域密着型の施設が作ることはできなかったというところでこういうことになったわけですけども、それは本来は加入している人たちに全部返せと言いたいわけですけども、でも、それは40歳から64歳までの人に対して、どうやって返すのかという話が出てきちゃうもんだから、なかなか介護保険料というのは返すことが難しいんですよ、現実には。社会保険、要するに国保に加入しておる人は国保の中から払うし、あなたたちは共済組合だもんで、そっちの方から払っておるわけでしょう。返せといたって返せないわけだわね。65歳以上の人たちは返せるかもしれないけれども、そういう無理があるということで、これは少なくとも65歳以上の人の保険料を上げないための原資として、1億5,000万円は使っていただきたいと、私はそう

いうふうに思っているわけですがけれども、むしろ値下げする方向で検討していただきたいんですけども、いかがですか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 介護保険料についてでございますけれども、現在、第5期の介護保険事業計画の作成事務を進めているところであります。現在進めておりますのは、必要な3年間分のサービス量を推計する中で、次期の介護保険料を出してくるわけなんですけれども、そういった中では値上げもあり得ると考えております。しかしながら、こういった基金を活用する中で、その抑制に努めてまいりたいと考えております。

（2番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 抑制に努めるんじゃないくて、値上げしないようにぜひしてください。

愛知県にも財政安定化基金というのがあるんですね。これは都道府県ごろにあるんですけど、これは一たん借りちゃうとまた返さならんもんで、次の3年間でまたお返ししないかんそうですけれども、大体126億円くらい愛知県は持っておるそうですけれども、これを全体でもし使ったとすると、大体65歳以上の保険料が50円くらい下がる程度ですよというようなことも聞いたところなんです。だから、仮に借りたとしてもあまり効果はないんだなあということもちょっとわかったんですけどもね、一方で。ぜひ検討してください。

それで、保険料の段階ですけれども、今9段階だったですかね、実質。そうだよ、大口町は。それで、津島市では既に今12段階でやっておられるそうです。所得金額が1,000万円超という段階が設定されているようです。東京都の武蔵野市では14段階。同じく渋谷区でも1,000万から1,500万、それから1,500万円超というような高額所得者に対する設定を設けることによって、さらに低所得者に対する保険料の軽減に努めている自治体がありますと。これは、社会保障審議会の介護保険部会でも、高齢者の負担軽減について、きめ細やかな配慮が必要だということをおっしゃっています。これはどういうことかということ、その段階をさらにもっとふやせということをおっしゃっているわけですよ、暗に。ですから、先ほども江幡さんの質問の中で資料が出てきましたけれども、これを見ると、例えば所得が1,000万円以上ある人は国保の世帯では74世帯あるわけですが、全体が3,264世帯のうち74世帯ですので、2.2%に大体当たるんですよ、1,000万円以上の所得のある人が。私今計算しました。じゃあ、1,000万円までの人の所得は大体どのくらいかなあと思って、間々をとって、人数をかけてちょっと計算してみたんですよ。そうすると、1,000万円までの人が大体55億円くらいになるんですよ。私の勝手な計算ですよ。1,000万円以上の人を1,500万円くらいだというふうで計算して、1,500万円に74を掛けると、大体11億円くらいになるんですよ。そうすると、所得の割合からすると16%ぐら

いになるんです。だから、高額所得者の人が2.2%しかいないけれども、所得全体で見ると16%ぐらいを占めちゃうんですよ。この1,500万円が正しいかどうかというのはわかりませんが、そういう結果が実は導き出されてくるんですね。

ですから、高額所得者の部分をさらに段階をふやすことによって、低所得者もそうですけれども、基準金額そのものもひょっとすると、基準金額は引き下がらんか、そういう意味では。低所得者の部分については、またさらに細分化することによって引き下がる部分というのが私は出てくるんじゃないかなということ、この資料を見て私わかったんです。だから、非常に有効な資料なんですけど。さっき決算の主要施策の成果報告を活用せよというような質問が来ましたけれども、ぜひ活用していただきたいなと私からも要望しておきますけれども、そういう見方ができるんですよ、一方で。だから、さらに私は保険料の段階をふやしていただきたい。日本一ぐらいふやしていただきたいというふうに私は思っておるわけですが、例えば、1億円を超えるような世帯というのはあるんですか。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 1億円を超える世帯はございます。

（2番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） これが現実なんです。だから、500万や600万のところでは頭打ちにしておくと、これが実態なんですけれども、要するに低所得者ほど本当は重い負担になっているんですよ、みんなそうなんです。さっきも出てきたんですけれども、これが実態なんです。1億円ある人からして100万円払うのと、私ら議員は500万円ですけれども、500万円の人が100万円払うのとは全然負担率が違いますよ、どうやったって。だから、そういう意味では、やっぱりこれはもっと細分化して、保険料率そのものを見直す必要が絶対にある。私はそういうふうに思っています。ですから、ぜひそういう立場で、今後この保険料については御検討いただきたい。

なかなかほかの問題に回っていかないものですから、飛ばしまして、もし時間があつたらちょっとほかの問題に戻りますけれども、ひとつよろしくお願ひします。ちょっと飛びますけれども、後期高齢者医療の保険料については、どうなるのか大口町でなかなか判断できんところがあるわけですが、これもぜひこれから注視していかんか、その動きについては、我々議員にもぜひお教えいただきたいというふうに思います。全く資料とかそういうものが入ってこないんですよ、後期高齢者医療については。広域化することによって、役所が遠くなっただけじゃなくて、何もそれが伝わってこない、これが現実じゃないですか。後期高齢者医療ができる前までは、75歳以上の人たちの医療制度やなんかはみんなここで審議していたのに、

それが全然身近なものじゃなくなってしまった。一遍にどこか遠くの話になってしまった。これが実態じゃないですか。そういうことですので、自分のところの大町は関係ないということじゃなくて、これは向こうで勝手にやっておることやでということじゃなくて、今も大町町の職員を行かせておるでしょう、出向で行っていますよね。そういうこともあるんだから、交代で行かんらんわけ、全然関係ないわけじゃないですので、ぜひそういう資料等も御提示いただきたいというふうに思います。

それでは、2市2町のごみ処理問題のことについて、入っていききたいというふうに思います。20分ぐらいありますので、ちょうどいい時間に終わるんじゃないかなあというふうに思うわけですけれども、実は、同僚の議員の皆さん方のところには、多分来ておらんと思うんですが、尾張北部地域ごみ処理広域化第1ブロック会議の発言内容について、発言要旨だね、これは。議事録と言っていいのかどうなのか、ちょっと私はこれを見て判断がつかないんですけれども、議事録に近いような形で、実は私、平成23年7月7日に行われた第2回首長会と、それから平成23年第3回首長会、これは23年8月24日に行われた。この二つの議事録をお示しいただいたところですよ。

実は、新聞報道というのは、断片的な報道でありまして、新聞に書いてある発言そのものと、実際に議事録を読ませていただいたものと、本当に私自身の印象が違っていました。新聞だけを頼って見ていきますと、何て勝手なことを言っているんだみたいなところしか見えないのかもしれないんですけど、しかし、議事録を読むと、実はそうじゃないということを感じたわけですよ。

例えば、8月24日の首長会議で、江南市長がこういうことを言っていますね。意見交換会のことについて発言されているわけですけれども、それは地元5町内会の意見交換会のことだと思わんですけれども、「この意見交換会を開催することは重要なことでありまして、私もこれには賛成させていただきます。ただし、意見交換会といえども、公式に小ブロック会議として開催することあります。ここにある五つの全町内会の方に出席していただかない限り、今後いろいろな問題が残る可能性がありますので、必ず全部の方に出席していただけるように進めてほしいと思います」。ここからが大事なんですよ。「一つでも町内会が欠けますと、その意見を無視することになる可能性がありますので、その点を含めて賛成させていただきます」という発言をこのときにされてみえるんですよ。

だから、参加しないところはしょうがない、とにかくそんなもの、首長さん、そういう会議が開かれるんだったら全部出席すればいいじゃないかというふうに、新聞の記事を見ただけのときにはそういうふうに私は思っていたんですけれども、そうか、なるほど、一つでも欠けるとその意見を無視することになる可能性があるんで、その点を含めて云々ということが書いて

あるので、なるほどなということをおもったりもしたんです、私は。

あと、大口町長さん、森町長さんがこういう発言。今後のスケジュールがタイトになってきているということですが、そこでこういうことを言っておられるんですが、「私としては、各市町の12月議会において、平成24年度以降でなく、24年4月がリミットという考え方で、一部事務組合の立ち上げをお願いしたいと思います。この一部事務組合の規約等の内容について、今回時期尚早というような御発言をいただいた犬山市と江南市には、ぜひとも議会との調整をお願いしておきたいと思います」という発言が森町長の方からされたわけです。24年4月がリミットだというお考えが森町長の中にはおありになるんだなということも、この議事録を読ませていただいてわかったわけです。

あと、8月の全員協議会等におきましても、例えば新しくできる一部事務組合の名称だとか、それから議員の数だとか、それから建設の負担率ですね。この三つについてどうするのかということなんですけれども、この三つだけを決めればよいということだったはずなんですけれども、時期尚早だというような意見が出てきたしまったのは、それは一体どういうことなのかということで、以前の全協で私も質問したことなんですけれども、例えば、江南市長さんは7月7日の首長会議の中では、現在の候補地の進捗状況が思わしくない状況下で、この案を例えば議会に対してなかなか相談しにくいわけですからということをおもったときに御発言されてみえるんですね。例えばこういうことも、我々議員がこういう発言をされてみえる状況を知っておれば、また知った上で、8月の段階で我々大口町議会としての態度をしていくのかということもさらに深められたんじゃないかなあというふうにはおもうんですよ。

できたらなんですけれども、今後ともそうなんですけれども、ぜひ首長会、大小ブロックの少なくとも首長会で議論された内容については、こうした議事録という形でまとめられておりますので、ぜひ全協だとか、担当の委員会もそうなのかもしれませんけれども、どういう形でも結構なんですけれども、ぜひ全議員に、実はこういう話し合いをしてきたんだと、議事録も含めて配付して、細かいニュアンス等々もあるわけですので、そこで行き違いになったりだとか、今回のように我々議会の、大口町が受けとめていることと、江南や犬山市等が受け取ってみることとの違いがあるわけですね、現実の話として。そういうことも含めて、我々も知らないことには、また今後どうなっていくのかわかりませんので、ぜひこうした議事録を、まずあって、できたら議員に配るとか、そういうことも今後必要になってくるんじゃないかなあというふうにはおもうんです。森町長も、平成24年の4月をタイムリミットにしてはどうかという、そのことは決まっていらないですね、このブロック会議の中では。しかし、そういう投げかけも行われた。いよいよ重要な局面に今後向かっていく、そういう状況があると思いますので、ぜひこうした議事録については、議員にも配っていただきたいというふうにはおもうんですが、いか

がでしょうか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 今の議事録につきましては、今度の幹事会等でも、そういった公表をしていこうかどうかということが検討項目になっております。それも前回の全協等でお話したと思いますけれども、8月24日の首長会から、いわゆる傍聴ができるようにしたというようにもございまして、そういったことから、いわゆる議事録についても公表していこうではないかというような考え方もございます。それで検討していこうという話になっております。

ただ、お話の中で、早い段階での首長会の報告をとということで、私どもとしては、首長会が開催された近いところでの全協で早急にお話しさせていただきたい。ただ、議事録については、若干調整等が必要でございます。当然作成するのに時間がかかりますので。おおむり1ヵ月後ぐらいには、正式なものとしての議事録が出てくるとは思いますけれども、そういう詳細のことまでは、私ども言葉足らずで申しわけございませんけれども、全協等で私どもの方から報告できるかというふうには努力はいたします。ただ、そういったニュアンスの部分での、前回もお話しましたように、若干違うというようなことを言われますと、私どももストレートにこう言ったというふうにはなかなか言えない部分もございましてけれども、そういったニュアンスの部分で若干違うかもわかりませんが、それは努力して努めていきたいというふうに思っておりますし、今後、幹事会でそういった公表がされるようになるのか、ちょっと今の段階で言えませんけど、そういった項目があることだけは御理解賜りたいと思います。

（2番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 大変な問題になってきておりますけれども、今度、9月13日付の中日新聞によりますと、5町内会に多分案内が行ったんだというふうに思うんですけれども、そのうちの4町内会、それから特別委員会というのがあるんですかね。この特別委員会も同じく欠席する考えという報道がなされております。

このブロック会議の事務局によると、25日までに4首長。2市2町の市長さん、町長さんに集まっていたいて、またお話し合いが行われていくということなんですけれども、今の意見交換会が、このまま開催されるのかどうなのかということもまだわからない段階ですかね。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 今の段階で決まっていることについては、御報告させていただきますけれども、そういったお話し合いがございまして、今度9月20日に、先ほど言いましたように幹事会を開催させていただきまして、その後、22日に臨時で首長会を開きまして、対応

を検討するというふうになっておりまして、今の段階でまだ25日をやめるという意思表示決定をしておりませんで、あくまで22日開催の首長会で決定されるものというふうに思っております。

(2 番議員挙手)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) まさに今後、新しい一部事務組合そのものがつくられる可能性があるの
かないのかということになっていくわけですけれども、一定の区切りそのものもつけていかな
るを得ない面もあるかとは思いますが。

しかしながら、私自身の考えも述べたいというふうに思うわけですけれども、私は、まず根
本の問題として、ごみ処理については、自区内処理が基本ということで、お考えいただけると
ありがたいなというふうに思います。今後どうなるのかわかりませんが、また河北の今
やっているところは継続しないということになっているわけですので、だからそこで継続させ
るわけにはいかんというふうに私は思いますけれども、いずれにしても、それをどこでやるに
しても、例えば今の犬山の予定地でやるにしても、基本は自区内処理だと、これを基本にしな
いといかんのじゃないかなあというふうに思っています。

今、可燃ごみの量が、本会議の質疑の折にも5,600トンぐらいだったですか。平成16年から
ずうっと、人口も多少はふえていっているけれども、しかし、住民の皆さんの御努力もあるし、
役場の皆さん方の啓発活動の努力もあって、徐々に減ってきていると。事業系のごみも含め
て5,600トンということですよ。ですから、そういう意味では、大口町としては、非常にい
い流れの中でごみの減量がなされている。一方で、例えば不法投棄がふえるようなことがあ
てはいかんというふうに思うわけですけれども、さらに自区内処理、自分の区域の中のごみは
自分の区域の中で処理をしていく、そういうことを基本にして、それは本当は2市2町の関係
者の中にも、それを基本に据えていただかないと、私は問題は解決しないというふうに思いま
す。どこかにやればいいだとかいうことでは解決していかない、そういう問題じゃないかなあ
というふうに思っています。

ですから、本会議質疑でも多少触れましたけれども、生ごみだとかそういうものの堆肥化に
ついては、今河北と外坪の方でもやられていますよね。ですから、今の堆肥化の装置そのもの
でいいのかなのかということ、また議論の余地があると思うんですけれども、またそう
した議論も、新しく5月にまた再選されて、それ以来そういった議論が全くないもんですから、
ぜひそうした議論もまたお互いに、町当局と議会側と、どうしたら自区内処理でさらに燃やす
ごみを減らしていくことができるのか。燃やすごみを減らさんことにはいかんですよ、これ
は。燃やすばかりのことを考えて、年間5万トンだったっけ、物すごい量のごみを燃やすよう

な計画になっておるわけでしょう。その計画をどこのところへ持っていっても、いろんな反対運動が起きるのは当然の話だと僕は思うわけですが、本当に真剣になって、もっと自区内処理というものの考えを持つ、そういう必要があるというふうに私は思いますけれども、いかがですかね。

また生ごみの堆肥化等々、そういった議論も、また私は始める必要があるんじゃないかなあというふうに思うんですね。一方で今の2市2町の問題はあるんだけれども、それと並行しながら、じゃあどうするんだというところを絶対突きつけられてきますと、このままいくと。ですから、一步前へ、我々は前向きな、指し示す方向が必要だろうというふうに思いますけれども、いかがですかね。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 2市2町での確認事項ということで、再度確認をさせていただきますけれども、一応2市2町で確認されている事項といたしまして次の三つがございまして、一つとしては、建設候補地を犬山市内で行うということ。それから、一つとしては、2市2町の枠組みを堅持して取り組んでいくこと。そして、三つ目といたしまして、平成30年度に新処理施設を供用開始していくという三つにつきましては、2市2町はそういうことで合意をし、今お話を進めさせていただいているというのが現状でございます。

そして、今議員からお話があった自区内処理につきましては、当然処理すべきというふうに認識しておりますし、各市町、当然2市2町にとっても、各自治体が鋭意努力された中で、うちだけでなく、すべてが全体的なごみ、生ごみ処理に関しましては、減量の方に向かってきているというようなことでございます。それは各自治体が努力しておるわけございまして、そういった中で、2市2町の枠組みの中での大きい枠組みの中での自区内処理というようなことで、今回犬山の候補地をというような形になっておるわけでございます。

いずれにしても難しい問題ばかりで、なかなか前へ進んでいないのが現状でございますけれども、少しでも前へ進むような形でいろいろと検討し、できることをやっていきたいというふうには思っております。

（2番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） もしこの候補地で決まらなかった場合、どうするんだというような議論もあるわけですが、それは今考える必要はないと言われればそれまでですね。全力投球で頑張りますと。それは、頑張りたいれば頑張ってもらえばいいんだけれども、それはそれで。ただ、本当に2市2町が一致した立場で進めていこうとしているのかどうなのかという点においていくと、私はこの議事録を見ると、いささか不安を感じるわけです。そういう意味では、

とても一致団結しているようなふうには見えません。

この2市2町を一つの自区内だというふうな考え方をお持ちになるのは別に構いませんが、しかし、一方で、大口町は大口町という自区内、その枠組みの中で、どうごみの問題について考えていくのかということも一方で進めていかざるを得ない、そういう段階にいよいよ入ってきたのかなあと。それはそれで、両方を正面にしてやっていただければいいですけども、2市2町のことだけを正面に据えて事に当たるのではなくて、両方を同時に進めていく必要が私はあるんじゃないかなあと。いよいよそういう時期がやってきたというふうに思わざるを得ません。ですから、そういう立場でぜひお願いしたいなあというふうに思います。

さっきも原子力発電のところでも言いましたけれども、堆肥にするだけじゃなくて、バイオマスによる発電、要するに発酵する。そこからガスを取り出す、そういう技術などもあるわけですので、いろんな選択肢というのが、今後も出てくるのかなというふうには思います。

ですから、今一番22日の首長会のこと、部長さんや町長さんは頭が痛くて、おれが言っておることは本当にまあと思っておるかもしれんですけど、それはそう思わずに、ぜひ大口町という単位での自区内処理ということも、検討していただきたいというふうに思います。それを要望して、終わりたいと思います。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでございました。

これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は9月20日火曜日午前9時30分から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

（午後 3時50分）

